

令和7年度
高槻市教育委員会事務
「点検・評価」報告書

令和8年8月
高槻市教育委員会

も く じ

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1頁

2 重点目標ごとの評価及び学識経験者意見・・・・・・・・・・4頁

＜資料＞

（資料1）令和7年度 教育委員会事務「点検・評価」表・・・・・・・・・・27頁

（資料2）結果及び評価の根拠となる実績等・・・・・・・・・・46頁

（資料3）用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・54頁

1 はじめに

(1) 概要

この高槻市教育委員会事務「点検・評価」報告書は、本市教育委員会が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たすため、教育諸事業全般の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行った結果をまとめたものです。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）>

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

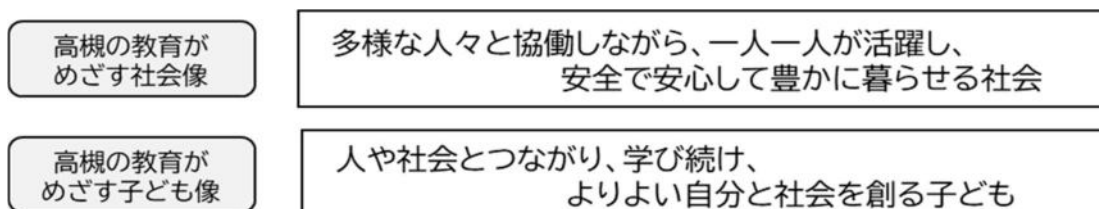
(2) 第2期高槻市教育振興基本計画について

本市においては、平成27年に「教育振興基本計画」（計画期間平成27年度～令和2年度。以下「第1期計画」という。）を策定し、様々な教育施策を展開してまいりました。

第1期計画が期間満了するにあたり、これまでの取組について検証を行い、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育の目的を実現する教育施策をさらに推進するため、「第2期教育振興基本計画」（計画期間令和3年度～令和12年度。以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画においては、めざす子ども像の実現に向けて、6つの目標と26の基本施策を設定しています。

第2期教育振興基本計画体系図



目標1-1 確かな学力の育成	目標2-1 学校力の向上
1 9年間を見通した教育課程の編成と実施	1 安全・健康対策の充実・推進
2 きめ細かな学習指導の充実・推進	2 学校の組織力の向上
3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進	3 教職員の資質・能力の向上
4 一人一人に応じた教育・支援の推進	4 教育環境の整備
5 ICT機器を活用した教育の充実・推進	5 小中一貫教育の推進
6 学校図書館を活用した学習活動の推進	6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進
	7 幼児教育等の充実
目標1-2 豊かな心の育成	目標2-2 家庭力の向上
7 道徳教育の推進	8 家庭教育の推進
8 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	9 PTAとの協働と活動支援
9 人権教育の推進	10 福祉機関等との連携
10 生徒指導の推進	
目標1-3 健やかな体の育成	目標2-3 地域力の向上
11 安全教育の充実・推進	11 地域等との協働の推進
12 健康教育の充実・推進	12 青少年健全育成の推進
13 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	13 公民館・図書館の充実

(3) 教育努力目標について

本市においては、第2期計画に基づき、毎年度「教育努力目標」を設定し、実施計画として位置づけています。この実施計画に基づき様々な取組を実施するとともに、翌年度にその実施状況について「教育委員会事務の点検・評価」を行っています。

(4) 点検・評価表について

「教育委員会事務の点検・評価」を行うにあたり、重点目標ごとに「基本施策」、「教育努力目標（具体的目標）」、「令和7年度の事業概要」、「結果及び評価」、「今後の方向性」、「担当課」を一覧にした「点検・評価表」を作成しました。評価については、第2期計画のめざす方向性の進捗状況を確認するうえで、令和7年度にめざす結果を達成した場合には「○ 達成」、概ね達成できた場合には「△ 概ね達成」、達成できなかった場合には「× 未達成」としています。

なお、「重点目標ごとの評価及び学識経験者意見」に記載している番号は、「点検・評価表」の項番と対応しています。

(5) 学識経験者からの意見聴取について

前述の点検・評価表を基に、第2期計画における振り返りと今後の方向性を設定した重点目標ごとの評価について、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見を活用するため、意見交換会を行い、最終的な今後の方向性を設定しています。

今回、意見を聴取した学識経験者は次の方々です。

<学識経験者>

○ 中西 浩一（なかにし こういち）氏

平安女学院大学 子ども教育学部 特任教授

○ 小島 亜華里（こじま あかり）氏

奈良教育大学 ESD・SDGs センター 特任准教授

(6) 今後について

重点目標ごとの評価を基に取組内容の見直しを図ることで、次年度の教育努力目標の改善を図ります。

2 重点目標ごとの評価及び学識経験者意見

重点目標1－1 確かな学力の育成

<令和7年度の振り返り（成果又は課題）>

・全中学校区で、義務教育9年間を見通した教育課程を編成するとともに、令和7年度全中学校区に導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）において、学校運営の基本方針と位置付けた「中学校区グランドデザイン」の承認を通して、保護者・地域と連携・協力のもと、教育を推進することができた。 **番号：1**

・小学校3～6年生の教科担任制については、これまで多くの学校で実施していた理科、音楽、外国語に加えて、体育や社会等でも実施する学校が増加しており、各学校の状況に応じた指導の充実を図ることができた。 **番号：1**

・令和7年度はおおむね年度当初の計画通りに教育課程を実施し、全ての学校において、標準授業時数を大幅に上回ることなく確保することができた。 **番号：1**

・令和7年度の全国学力・学習状況調査における高槻市の平均正答率は、小学校国語が全国の平均正答率と同程度であったものの、小学校算数、中学校国語・数学においては、全国の平均正答率より上回っており、各学校の授業改善の成果が伺える。しかしながら、社会経済的背景による学力格差は拡大、固定化する傾向にあり、格差を是正し、全ての児童生徒に学力をつけていくことが、引き続き課題である。 **番号：4**

・教育センターと共同研究を行う学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、全教職員が複数のグループに分かれて授業研究を行う「研究班」を組織し、互いに学び合う関係の構築や、授業力の向上につなげることができた。 **番号：4**

・各学校の授業研究担当教員が参加する共同研究推進担当者会を年6回実施し、各学校作成の推進計画書に基づき、学校の実態や課題を踏まえた校内の組織的な研究体制を支援した。また、共同研究推進担当者が学習指導拠点校区の授業を参観し、担当者会にて研究協議を実施するなど、学習指導拠点校区と共同研究推進担当者会の取組を連動させ、市内全ての小中学校の授業研究が深化するよう取り組んだ。また、研究推進の核となる教職員を育成する共同研究推進担当者連続講座（5回）を実施し、担当者の資質・能力向上を図った。 **番号：4・5**

・令和7年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」や、「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」については、全国平均と比べると小中学校とも上回っている。とりわけ、令和7年度は、中学校探究的な学習発表会を開催するとともに、発表会を通じて得た知見を市教育研究会と共有することで、本市の探究的な学習の推進につながった。 **番号：7**

・教育センター研究委嘱校区(第七中学校区)を指定し、「子どもも大人も探究し続ける授業づくり」を研究テーマに、各教科の授業内容を、実社会・実生活と関連づけながら学び深める授業を通して、全ての児童生徒の学びに向かう力を育成することを目指し取り組んだ。 **番号：7**

・令和7年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、勉強していますか」の質問に対し、「1時間以上」との回答が、小学校において、全国平均を下回っている状況にあり、家庭学習の推進や自学自習力の育成に引き続き、取り組む必要がある。令和5年度より、これまでの中学校に加え、小学校5・6年生に拡大し実施している家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、家庭での学習習慣の定着につながったなどの成果が見られるが、講座の延べ参加人数の減少を踏まえ、学校の学習保障と連動した取組や周知が必要となっている。

番号：8

・支援学級での障がいの状況に応じた指導については、これまで取り組んできた「自立活動」の充実に加え、各教科の系統的・計画的な学習指導が実施できるよう、研究指定校（第一中学校）を指定し、特別の教育課程の編成についての研究を行い、市内小中学校に、各教科の年間指導計画を例示した。 **番号：10**

・共同研究推進担当者会において、ICTを活用した授業づくりについて研究を進めた。2月の担当者会では、大阪府教育庁主催の研修「児童・生徒が1人1台のタブレットPC等を活用する授業づくり研修」に参加した本市教員2名による実践発表を行った。

番号：12

・Wi-Fi環境がない家庭の児童生徒について、延べ187台のモバイルルータを貸与し、長期休業期間中の家庭学習のほか、不登校の児童生徒に対する学びの保障に寄与した。 **番号：12**

<今後の方向性>

・義務教育 9 年間を見通した教育課程を編成するとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校・保護者・地域が連携・協力した教育を推進する。 **番号：1**

・小学校での教科担任制については、5・6年生のみならず、抽象的な学習内容が増加する3・4年生においても、指導の充実と教員の持ち授業時数の軽減の観点から実施することが、国により示されているところである。実施にあたっては、学校の実態に応じて、教育効果等を十分に検証しながら、効果的な在り方について研究を進める。 **番号：1**

・学習指導要領に示されている各教科等の内容が当該学年で確実に指導されるよう、授業時数を適切に配当するとともに、家庭背景等による教育格差の拡大を招かないよう留意する。また、次期学習指導要領の検討の中で、授業時数の弾力的な運用や各学校の裁量拡大等が議論されている状況を踏まえ、今後、各中学校区が自校の実態を踏まえた教育課程を編成できるよう研究を進める。 **番号：1**

・学習指導拠点校区（第一中学校区）については、各学校の授業研究担当教員からなる共同研究推進担当者会の取組と連動させ取組を進める。また、学習指導拠点校区ポータルサイトにて拠点校区の年間の校内研究授業日を案内し、市内教員が授業の参観、研究協議に参加することで、市内小中学校と研究内容を日常的に共有し、第一中学校区を拠点に各中学校区の授業研究が深化するための取組を推進する。なお、次期学習指導要領の方向性を踏まえ、全ての児童生徒に確かな学力を育む授業づくりに向けて、教育センターと拠点校区が共同研究を進める。 **番号：4**

・令和8年度も中学校探究的な学習発表会を開催し、各学校の探究的な学習の充実を図る。現代社会の課題等を生徒が自らの問題として捉え、他者と協力しながら課題を解決しようすることで、将来にわたって学び続ける力、よりよい社会を形成しようという意欲を育む。 **番号：7**

・令和8年度も、引き続き、教育センター研究委嘱校区(第七中学校区)を指定し、「子どもも大人も探究し続ける授業づくり」を研究テーマに、総合的な学習の時間と各教科の授業での探究的な学びを連動させ、全ての児童生徒が、確かな学力を育み、社会の一員としてよりよく生きる大人への成長することを目指し取り組む。 **番号：7**

・家庭学習支援事業「学び up ↑ 講座」については、重点取組校区を新たに 1 校区増やすとともに、アドバイザーを追加配置し、各中学校区の学習保障の取組と連動させながら、社会経済的背景による学力格差の是正につながるよう取組を推進する。小学校講座については、5・6 年生を学年ごとに指導できるようにするなど、一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行う。 **番号：8**

・支援学級で実施する各教科の特別の教育課程については、研究校区（第一中学校区）を指定し、具体的な教育課程の編成方法や指導方法などを研究し、その成果を市内小中学校と共有を図る。 **番号：10**

・教育センター主催の情報教育研修において、「A I ドリル」や「生成 A I」、情報リテラシー等をテーマとした研修を行う。I C T 機器等を活用した教育を実施する際は、家庭背景により、取組の差が生じないように配慮することや、生成 A I の普及等を踏まえ、情報を正しく判断できる力の育成に努めるなど、教職員が児童生徒の発達段階や教育効果を十分に考慮し、取組を進める。 **番号：12**

・児童生徒 1 人 1 台端末の活用を推進するため、引き続きインターネット環境整備が難しい家庭等を対象にモバイルルータの貸与を行う。 **番号：12**

<学識経験者意見>

中西先生

・各中学校区のグランドデザインについては、「開かれた学校」をめざして保護者や地域の方々にもわかり易いものに一定改善されたことは評価できます。今後も保護者や地域の声を聴きながら、一層の改善に努めていただければと思います。

・小学校における教科担任制については、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や一貫した指導と評価につながるだけでなく、児童にとっても学習意欲の向上、相談できる先生が増える等のメリットがあると考えます。学習の主体者である児童生徒の声もしっかり聴きながら、引き続き実践・研究を進めていただければと思います。

・学習習慣の定着・学習意欲向上をめざす「学び up ↑ 講座」の参加者数が令和 7 年度小 5、中 1、中 2 で減少しているとのことですが、社会経済的背景による学力格差の拡大・固定化を是正するためにも、その原因を分析し必要な対策・取組を推進してください。

・特別の教育課程が必要な児童生徒はもとより、すべての児童生徒の「学び方」は一人一人異なります。ＩＣＴを「適切に」活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体化を図り、児童生徒の自らの学びを調整する力や自己肯定感の向上につながることを期待しています。

・特別支援教育に関する様々な研修や「支援教育のてびき」作成、通級指導教室の全校設置をはじめ、リーディングチームによる巡回相談など、一人一人に応じた教育・支援の推進に取り組まれていることは高く評価できます。

・日本語指導を必要とする児童生徒の少数散在化が進み、コミュニティの力が弱くなりつつある今、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、日本語指導担当教員の派遣等必要な施策を今後も展開してください。

小島先生

・各中学校区でグランドデザインを策定し、めざす子ども像を保護者や地域とも共有しながら、連携、協働している点は大変評価できます。学校・保護者・地域が、連携・協力して教育実践を行う目的は、いわゆるテスト学力の向上だけではないことを踏まえ、連携の成果について多角的な観点から評価を行うことで更なる発展が期待されます。

・校内の組織的な研究体制の構築に向け、学校外とも連携した研修・研究の仕組みが非常に充実している点は高く評価できます。

・児童生徒一人一人に学習指導要領の内容を確実に定着させるための取組として、目標と指導と評価の一体化という視点は、一定の評価ができます。一方で、教室の中の多様性が増え、複雑化する現状を踏まえると、指導の個別化と学習の個性化を踏まえた授業づくりの検討等、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実という視点からの授業改善も期待します。

・中学校における探究的な学習発表会の実施は、探究的な学習の推進につながったという点で評価できます。一方で、成果主義に陥らないためにも、生徒が同世代も含めた様々な人と悩みを共有し、共に考え、議論するなどして探究の良さを実感できる場として発展されることが期待されます。

・家庭学習支援事業「学び up ↑ 講座」は、単に家庭学習を支援するということに限らず、児童生徒の居場所としての価値も見出すことができるという点で大変評価すべき制度だと考えられます。しかし、学び続ける力の育成という点においては、学校の授業の中で、「学び方」を学ぶ指導を充実させていくという視点も加味されることが期待されます。授業における、家庭学習の内容を自律的に決められるような段階的指導と連携して、家庭学習の支援の在り方が検討されることを期待します。

・情報教育研修が非常に充実している点は、評価できます。一方、評価の方法として、「ICT」という用語が用いられていますが、広義であるため調査内容に曖昧性が生じる可能性が懸念されます。適切に調査できるよう、用語が明確化されることを期待します。

重点目標 1－2 豊かな心の育成

<令和 7 年度の振り返り（成果又は課題）>

・大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（如是中学校区）では、「小中連携による 9 年間を見通した道徳教育の充実」をテーマに研究を進め、全 9 回の研究授業を通して、児童生徒が、自分自身の問題と捉え、考え話し合う授業づくりを校区として推進することができた。 **番号：18**

・いじめの対応については、広く捉えて早期に発見し、組織で対応するといった「いじめ防止対策推進法」の趣旨の浸透は図られている。また、学校だけでは解決困難な事案に対して、「学校問題解決チーム」を派遣し、各学校の指導体制への支援を行うとともに、令和 7 年度に設置の教育委員会事務局内の法務相談体制を活用することで、事案の複雑化を未然防止し、課題を整理し速やかな解決のサポートに努めた。 **番号：28**

・令和 7 年度の小中学校の不登校児童生徒数は、893 人と前年度と比較し、わずかに減少したものの、高い水準で推移しており、依然として深刻な課題である。令和 7 年度は、4 つの中学校区において、各学校の取組を相互に共有しながら、市が受検料を全額負担して漢字検定に取り組んだ。目標に向けて学習をする経験を通して、児童生徒の自信を育み、学習意欲と登校意欲の向上を図ることができた。指定した 4 つの中学校区のうち、小学校における新規不登校児童生徒の増加率が、市全体より低く、新規不登校の抑制につながった。 **番号：27・28**

・不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした「校内教育支援センター」の環境整備を図るとともに、不登校等支援員を全ての中学校区に 2 名配置し、不登校児童生徒への支援の充実につなげることができた。あわせて「エスペランサ」への入室希望の申し出や、学校には登校できない児童生徒への支援の機会につながるよう、不登校児童生徒やその保護者が、学校を介さずに直接申し込むことができる不登校支援プログラム「あつまれ エスぺのもり」を 10 回実施した。また、令和 7 年度も、不登校担当者連絡会を開催し、「校内教育支援センター」の環境整備や不登校対策についての交流、専門家等を招聘した研修等を実施し、各学校の組織的な対応の強化を図った。 **番号：28**

<今後の方向性>

・令和８年度は、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（第九中学校区）において、「地域の特色を生かした道徳教育実践の創造」をテーマに設定し、「郷土の伝統と文化の継承」「自然環境との共生」「地域への貢献」をキーワードに、『ひと』に焦点をあて、地域の特色を生かした道徳教育実践を進め、その成果を市内小中学校と共有する。

番号：１８

・キャリア教育・シティズンシップ教育の推進に関して、教科等の学習を「よりよい社会づくり」につなげるためにも、集団や社会の形成者としての資質・能力を育む「特別活動」の時間を充実させる必要がある。各教科や総合的な学習の時間に行う探究的な学習においては、児童生徒が異なる視点で意見を交流して互いに考えを深め、協働して取り組む学習活動となるよう工夫をするとともに、よりよい社会を目指し、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、社会の一員であることを実感できるよう工夫して指導をする。また、社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」の活用した学習や、コミュニティ・スクールの仕組みを活用した、保護者・地域との連携・協力した学習を通して、児童生徒が高槻のまちに関心と愛着を持ち、市民性を育む教育を推進する。 番号：２０

・いじめの対応については、事案を通して、児童生徒が人格的に成長できるよう粘り強く指導や支援を行うことが肝要であり、教職員には、正確な事実の把握に留まらず、背景にある課題の本質を見抜く力や深い児童生徒理解などの専門性が要求される。対応を通して、教職員が生徒指導に関する専門性を向上できるよう、学校の組織対応を支援するとともに、対応困難な事案に対しては、「学校問題解決チーム」や教育委員会事務局内の法務相談体制による学校支援を行う。 番号：２８

・不登校の対応については、不登校児童生徒数の増加は義務教育の根幹に関わる課題であるとの認識のもと、引き続き、不登校の未然防止、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を目指し、取組の充実を重点的に図る。具体的には、これまでの「漢字検定」等の取組に加え、令和８年度より新たに、不登校支援リーダー養成研修（年１２回）を企画・実施する。不登校支援に関する専門的知識の獲得、アセスメント力、プランニング力の向上を目指し、事例に基づく実践的な演習を通して、不登校支援に係る専門性を有した教職員を育成する。また、同研修時に活用したスライドを、校内研修等でも活用できるように生徒指導ポータルサイトに掲載する。 番号：２８

・全小中学校に設置の「校内教育支援センター」の機能の充実を図るため、令和８年度は、重点５校区に不登校等支援員を増員するとともに、小学校の当センターの環境整備を進め、組織的な不登校支援を強化する。また、不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かし自立活動を推進する、不登校支援プログラム「あつまれ エスぺのもり」については、外部人材の活用や保護者がつながる場を設定するなど内容をさらに充実させ、継続して実施する。 番号：２８

<学識経験者意見>

中西先生

・全小中学校における校内教育支援センターの設置、不登校等支援員の配置に加え、今年度は重点５校区への不登校等支援員増員、不登校支援リーダー養成研修を実施するなど、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立をめざした様々な取組は高く評価できます。不登校児童生徒の状況は一人一人異なると思います。オンライン授業等個々に必要な教育環境を整えつつ、組織的な不登校支援を今後も期待しています。

・いじめの対応について、未然防止、早期発見・組織対応が出来ていることはおおいに評価できます。今後も「学校問題解決チーム」の派遣や教職員の生徒指導に関する専門性向上の取組など、必要な施策を続けてください。

・道徳教育においても、中学校区で９年間の系統性のある教育が行えています。今後も、大阪府の道徳教育推進事業実践研究校で得られた成果を各学校で共有しながら、一層の充実を図ってください。

小島先生

・キャリア・パスポートについて、中学校区の目標との関連が踏まえられている点など評価できます。児童生徒にとって価値のあるものとして位置付けられるよう、デジタル学習基盤を効果的に活用するなどの発展が期待されます。

・人権教育研究学校として１中学校区を委嘱する制度は、人権教育について考える機会の保障という点で評価できます。家庭や地域と連携しながら、子どもの実態に応じた教育実践のより一層の充実が期待されます。

・学校以外の選択肢の提供など、児童生徒の支援だけでなく、不登校支援ナビの提供など、教職員の支援も併せて取り組んでいる点は、非常に高く評価できます。

重点目標 1－3 健やかな体の育成

<令和 7 年度の振り返り（成果又は課題）>

・「たかつき安全 NOTE」及び「校区安全マップ」の活用を通じて、学校安全の 3 領域についての児童生徒の理解を深めることで、児童生徒の安全に関する資質・能力の向上を図った。また、各学校において、現実が発生しうる状況を想定した避難訓練を企画・実施するとともに、訓練に際し、児童生徒へ「たかつき安全 NOTE」を活用して事前・事後指導を行うなど、避難訓練から得られる学びを高める取組を行った。 **番号：30・31**

・学校安全推進責任者会議を通じて、教職員の学校安全に関する知識や技能について育成を図ったほか、6 月の「子どもの安全確保推進月間」には、学校施設・設備の総点検や、大阪府北部地震を風化させないための防災教育の実施等により、教職員の安全意識の高揚に努めた。また、セーフティプロモーションスクール認証校による校区安全マップを活用した総合的な学習の時間を、各学校に公開することで安全教育について新たな知見を提供した。 **番号：32**

・学校給食において、地元産米を使用した米飯給食を実施したほか、地元農家の協力を得て、地元産野菜を学校給食に使用するなど地産地消の取組を推進することで、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進した。また、市立小中学校の給食費無償化を継続し、家計負担の軽減を図りながら安全安心な給食を提供することで、教育の一環である食育を推進することができた。 **番号：35**

・令和 7 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前年度調査と比較して体力合計点が、小中学校の男女ともに下回っており、依然として全国平均と比較して低い状況にあり、継続した課題となっている。また、同調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、中学校の男子は令和 6 年度と比較して上昇したものの、小中学校の男女ともに、依然として全国平均と比較して低い状況にある。 **番号：36・37**

・水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者を活用した水泳授業について小学校 2 校において試行実施を行うなど、水泳授業の在り方について検討を進めた。 **番号：37**

・中学校部活動の地域展開については、「部活動の在り方に関する庁内検討会議」で検討を進め、2 種目 4 校において休日の地域クラブ活動を試行的に実施した。 **番号：40**

<今後の方向性>

・「たかつき安全 NOTE」及び「校区安全マップ」の積極的な活用を推進するとともに、セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校での取組成果を中心に、活用好事例を収集し、各学校に普及していくことで、より効果的な活用を図る。 **番号：30**

・セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校で蓄積した実践的な避難訓練などの好事例について、各学校に普及していくことで、より充実した安全教育が実施されるよう図る。 **番号：31**

・健康教育の充実・推進においては、地産地消の取組及び給食費の無償化を継続し、食育の推進に努める。 **番号：35**

・これまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を踏まえ、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりや、学校教育活動全体を通じて運動機会の充実を図る必要がある。具体的な取組として、3つのモデル中学校区（阿武野中、五領中、阿武山中）においてデジタルアプリを導入し、小学3年生から中学2年生までのデータを活用し、専門家による分析や改善方策を検討するとともに、体育科、保健体育科の授業を中心とした、運動意欲の向上や、生涯にわたる運動習慣の確立に取り組む。 **番号：36・37**

・民間事業者を活用した水泳授業について、令和8年度は小学校10校において試行実施を行い、引き続き水泳授業の在り方について検討を進める。 **番号：37**

・中学校部活動の地域展開について、令和8年度は2種目6校において、休日の地域クラブ活動を試行的に実施する。接続可能な環境を段階的に整備することで、生徒の豊かなスポーツ、文化芸術活動の実現を図る。 **番号：40**

<学識経験者意見>

中西先生

・学校園は、子どもたちにとって「安全・安心な場所」であることが最優先です。「たかつき安全 NOTE」「校区安全マップ」の積極的な活用を通して、児童生徒の安全に関する資質・能力の向上を図る取組を推進されていることはおおいに評価できます。

・児童生徒が自他の安全のために主体的に判断・行動できるよう様々なケースを想定した実践的な避難訓練の実施も高く評価されます。今後も、各校舎の構造や発災時の条件等を踏まえた避難訓練の実施をお願いします。

・児童生徒の「体育の授業が楽しい」という意識は、結果的に運動意欲の向上や将来の適切な運動習慣の醸成にもつながると考えます。小中連携加配教員配置校やモデル中学校区での取組を各校で共有し、授業改善や体力の向上に努めてください。

・水泳授業の民間事業者活用や中学校部活動の地域展開については、今後も受託事業者や指導者の確保に努めながら、児童生徒や教職員にとってよりよいものとなるよう引き続きお願いしたいと思います。

小島先生

・「たかつき安全 NOTE」を活用した系統的・体系的な安全教育の実施に加えて、児童生徒への予告なしの訓練に挑戦するなど、安全教育の充実・推進を形骸化させずに継続されていることは、一人一人の教職員の意識が高いことが伺えるという点でも大変評価できます。

・体力向上に向けて、全小中学校で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定し、具体的に取り組んだという点は評価できます。気候変動によって、体育の授業だけでなく屋外で遊んだり運動したりする機会が減少していることを踏まえると、短期間で成果を得ることは難しいと思われます。調査期間も含めて、期待する成果を検討されるとよいと思います。

重点目標２－１ 学校力の向上

<令和７年度の振り返り（成果又は課題）>

・学校施設については、「学校施設整備方針」に沿った計画的な老朽化対策と教育環境の改善及び充実に努め、国庫補助制度を活用しながら、校舎改修のほか、トイレ整備、エレベーター設置、施設の老朽化対策など、安全で快適な教育環境を充実させることができた。 番号：４１

・安全対策の充実・推進については、中学校区ごとに、学校安全計画の見直しやグランドデザインにおける学校安全の位置付けについて意見交流を行うなど、中学校区ごとに考え方の共有をすることができた。また、安全協働学区の認証を受けている第三中学校区においては、学校間連携による取組の充実や、コミュニティ・スクールの枠組みを活用した、学校と地域、保護者などが協働した取組の推進が図られるよう支援を行った。

番号：４３・４５

・首席については、首席会を通して、首席の職務を理解し、ミドルリーダーとして何をすべきかが浸透してきている。指導教諭については、経験の浅い教員と関わることで、指導力を向上させると同時に、指導教諭自身が理論と実践について考える機会となっている。 番号：５１

・共同学校事務室体制のもと、６中学校区ごとの「ブロック」や２中学校区ごとの「分割ブロック」を活用した共同実施を行い、共同実施による相互支援によって「質の向上」「ミスや不正の防止」「人材育成」の追求を図ることができた。また、これまでの成果と課題を検証し、より機能する共同学校事務室を目指して体制変更を行った。 番号：５２

・教育センターの面接教育相談は「発達」に関するものが最も多く、特別な支援が必要な子どもたちの子育てに係る相談が増えている。１０月より市ホームページや教育センターホームページにて電子申し込みを活用した仕組みを整え、電子申し込みは１６件あったことからニーズはあると捉えている。電話教育相談は就学前から高校生までを対象とし幅広い相談が寄せられた。年齢別に見ると、小学生に関する相談が多く寄せられ、次いで中学生となっている。児童生徒本人からの電話相談が数件あった。 番号：５３

・全中学校区と、小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、その他必要に応じて緊急派遣を行うなど、学校での教育相談体制の充実を図ることができた。 番号：５４

・教育委員会に配置のスクールソーシャルワーカー（６名）により、学校及び保護者の支援を図った。支援件数の増加のみならず、学校等で行うケース会議や、不登校対策会議等の校内会議への参加が大幅に増加し、専門性を生かした学校への支援を行うことができた。 **番号：５４**

・令和７年度より、教育委員会事務局内に法務相談体制を整備した。指導主事の専門的知見に加えて、事案の初期対応の段階から法務の専門的な立場で、対応や課題の整理を行うことで、よりの確な学校支援につながった。 **番号：５４**

・校務支援システムについては、教職員の負担軽減につながるよう、開発企業とも随時会議をもち、システムの改修を継続的に行っている。 **番号：５５**

・教員業務支援員を中学校１８校、小学校６校に計２４名配置し、教職員の業務軽減を図った。教員が教材研究や児童生徒と向き合う時間を確保できるようになったことで、精神的なゆとりが生まれ、職場環境の向上につながった。 **番号：５５**

・教育センター主催の各学校１名配置の情報担当者を対象とした「情報教育担当者会」において、情報セキュリティ対策の徹底について周知を図った。 **番号：５６**

・個人情報の適切な取扱いについては、高槻市学校教育情報セキュリティポリシーの徹底を図った。 **番号：５６**

・人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」の活用・推進について、校長会や人事ヒアリングで教職員への周知を依頼した。 **番号：５７**

・令和６年度より本格実施をしている研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が個々の教職員に研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことができるよう組織的に取り組んだ。 **番号：５８**

・各学校において、オンラインによる中学校区の教職員の会議や研修、児童生徒間の交流など様々な場面で、ＩＣＴ機器の効果的な活用が浸透している。 **番号：５９**

・ＩＣＴ環境の整備について、より効果的効率的な利活用を目指し教育ネットワークを更新した。 **番号：５９**

・学校図書館の環境整備としては、令和５年度から令和８年度の４年間で「学校図書シン１００万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図った。また、司書教諭と、全中学校区に配置の校区学校司書及び全小中学校に配置の読書活動協力員とが連携し、９年間を見通した学校図書館を活用した教育の推進体制を構築できた。これにより、週５日学校図書館を開館している学校が増加するとともに、小中学校ともに年間貸し出し冊数が増加した。 **番号：６０**

・通級指導教室において指導を受ける児童生徒が増加していることから、令和７年度は、小学校５教室、中学校５教室の増設置を行った（小学校３５校４０教室、中学校１４校１６教室）。通級指導担当教員と、通常の学級の担任や教科担当教員が、日常的に連携して指導を行う体制を整えるとともに、これまでの１対１の個別指導に加えて、児童生徒の状況に応じたグループ指導等、多様な指導形態により指導の充実を図った。

番号：６１

・庁内職員で構成する高槻市学校教育審議会運営推進委員会において、義務教育学校の設置に向けた協議を行った。また、外部委員で組織される高槻市学校教育審議会において、中間報告を取りまとめ、本市における義務教育学校の設置の在り方について調査及び審議を行った。 **番号：６２**

・特別支援巡回を活用し、個々の幼児の発達課題を加配教諭を含めたすべての教職員間で共通理解し、一人一人に応じた丁寧な支援・援助につなげることができた。日々を振り返りながら、環境の再構成や援助の工夫など、インクルーシブな保育内容の充実に努めた。 **番号：６５**

・幼児教育において、異年齢で日々生活する中で、子ども同士が他者への思いを深め、５歳児が３，４歳児なりの遊びを認め励ましたり、３歳児が４，５歳児にあこがれの気持ちをもったりするなど、温かく応答的なかわりが多くみられ、子ども達の遊びがより発展した。 **番号：６８**

・幼児教育において、学年活動の時間など、同年代の子どもがある程度の集団で一緒に活動する時間を意図的に設け、気持ちを伝えあったり協力したりするなど、相互影響しあう経験ができた。 **番号：６９**

<今後の方向性>

・学校施設については、適切な維持管理に努めるとともに、校舎内トイレの洋式・乾式化の一層の推進を図る。 **番号：4 1**

・引き続き、中学校区ごとに学校安全の取組を意見交換するワークショップを実施するなど、中学校区内の学校間の連携を推進する。また、安全協働学区において、学校安全の取組が学校、地域、関係機関などが協働し、連携して課題解決に取り組めるよう支援する。 **番号：4 3**

・首席については、首席会を定期的実施し、学校の核となる存在として、より課題意識をもって学校運営に参画できるようにする。指導教諭については、経験の浅い講師との相談対応を充実させ、また、教育センター主催の研修講師として専門性を生かしながらさらなる活動の活性化を図る。 **番号：5 1**

・共同学校事務室を活用し、共同学校事務室支援センター及びブロック長・副ブロック長を核にしながら、市内全体の事務職員を指揮・指導し、事務職員が学校運営及びブロック単位で主体的に活躍できることを目指す。 **番号：5 2**

・不登校や登校に不安を抱えている子どもをもつ保護者を対象とし、家族が不登校やひきこもりに関して理解する学習会、保護者同士がつながる場を企画・実施していく。

番号：5 3

・学校や教育委員会への繰り返される要求や、いじめ重大事態への対応、学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。令和7年度に設置した教育委員会事務局内の法務相談体制について、よりよい仕組みとなるよう検証・改善を行う。 **番号：5 4**

・令和8年度は、教員業務支援員を大幅に増員し（58校）、教員の負担を軽減し、教員が本来担うべき学習指導や生徒指導に注力できるよう、学校の環境整備を行っていく。同時に、教頭マネジメント支援員を中学校2校に配置し、教頭の業務軽減についても進めていく。 **番号：5 5**

・令和8年3月策定の「高槻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の業務量管理・健康確保に努め、働き方改革を推進していく。

番号：5 5

・年4回の情報教育担当者会を通じ、各学校1名配置の情報担当者を対象として、情報セキュリティの研修を行うことで、校内への周知に努める。経験の浅い教職員の認識不足による個人情報等の不適切な取扱いにつながらないよう、各学校においては、毎年定期的に研修を実施するよう指導する。 **番号：56**

・公募による人事異動を行う「トライシステム」の活用を促し、校種間の人事交流や、人材育成を促進する。 **番号：57**

・教職員の服務規律の徹底を図るべく、今後も様々な機会を活用し、不祥事根絶、不祥事防止に向けて取組を進める。加えて、令和8年12月25日に施行予定のこども性暴力防止法についても国の動向を注視し、適切に対応していく。 **番号：57**

・教職員の資質・能力の向上に向け、キャリアステージや職責に応じた研修の充実に向け、以下の5点を重点に取り組む。

- ①経験年数の浅い教職員対象の基礎・基本的な資質・能力の獲得
- ②首席、教務主任、指導教諭等、次世代の管理職対象となる教職員の資質・能力の向上
- ③学校経営や人材育成を担う管理職研修の充実
- ④不登校支援の専門性をもつ教員を養成する、「不登校支援リーダー養成研修」の実施（令和8年度、全12回）
- ⑤次期学習指導要領の方向性を踏まえた学習指導の充実 **番号：57**

・ICT環境の整備について、小学校普通教室に電子黒板を導入するほか、中学校生徒端末の更新を行う。 **番号：59**

・学校図書館は、児童生徒がゆっくり一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人とかわりをもったりするなど、校内の「心の居場所」としている児童生徒も少なくない。児童生徒がいつでも本を手にすることができるよう開館日数を確保するとともに、タブレット、図書、辞典、新聞等の情報ツールのそれぞれの特長を生かした活用方法を学ぶ場となるよう環境整備を推進する。 **番号：60**

・令和8年度、小中学校全校に通級指導教室を設置した（小学校41校50教室、中学校18校22教室）。新たに担当となる教員への支援を含め、市内全ての小中学校において校内の支援体制を整えるとともに、多様な指導形態を取り入れながら通級による指導を充実させる。 **番号：61**

・義務教育 9 年間の一貫性・連続性のある教育活動を通じて、児童生徒の学力向上や豊かな人間性の育成を目指すため、学校教育審議会からの中間報告を踏まえ、義務教育学校の調査・研究を行う。 **番号：62**

・全中学校区に設置したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が、学校・保護者・地域が連携・協働した教育の推進につながるよう支援を行う。また、本制度の理解が進むよう、引き続き、保護者や地域の方などに、様々な機会を捉え働きかけを行う。

番号：64

・認定こども園化が進み、これまでと環境が変化していく中、保育内容の充実に向けて、園内研修等を通して幼児理解がより深められよう教育内容の向上を図る。 **番号：66**

・引き続き公開保育や各研修を通して、保・幼・小の教職員間で相互理解の推進に努めるとともに、共に学びあう円滑な接続に努める。 **番号：70**

<学識経験者意見>

中西先生

・全小中学校体育館へのエアコン設置は、熱中症対策として児童生徒が授業や行事で使用するだけでなく、地域の活動や避難所としての活用においても大変評価できます。校舎内のトイレ整備についても一層の推進をお願いします。

・小学校への警備員配置は、児童の安全確保のために欠かせません。今後とも引き続き配置をお願いしたいと思います。

・安全・安心な給食を実施するためのアレルギー対応も大変重要です。各学校の日々の努力に改めて感謝するとともに、教育委員会としても施策で学校現場をしっかりと支えていただけるようお願いします。

・首席や指導教諭等ミドルリーダーの育成は学校運営にとって大変重要です。学校運営協議会の場でもその活躍ぶりを感じます。今後も一層の充実に期待しています。

・不登校児童生徒の保護者を対象とした学習会や保護者同士がつながる場の設定も大変重要で、評価されます。学校・関係諸機関との連携を密にしながら進めてください。

・働き方改革とのバランスを取りながら充実した教職員研修に取り組まれていることはおおいに評価できます。オンライン、対面それぞれのメリットを活かしつつ教職員の資質・能力の向上に努めてください。

・異年齢児学級保育と年齢別活動両方のバランスを取りながら効果的な保育・教育が実践できていることは評価されます。

・また幼保小連携においても、5歳児と小学校1年生だけでなく、幼稚園・保育所と小学校が幼児児童の様々な交流を行うなど、中学校区として幼保小中の連携ができている点は大変評価できます。

小島先生

・小学校全校へのスクールカウンセラー配置やスクールソーシャルワーカーの増員により、専門性の高い支援が教育現場に提供されており、教員も含めた専門家による分業化が図られているという点において、大変評価することができます。また、校務支援システムの活用や教員業務支援員の増員など、教員の働く環境の改善が組織的に行われている点も高く評価できます。

・情報セキュリティ対策として、担当者研修を定期的実施している点は評価できます。加速する情報技術の進化の中で、経験の浅い教職員に限らず、一人一人の教職員が情報に関わる知識や技術を更新する機会が保障されることを期待します。

・より質の高いICT教育の実現に向けて、ICT機器の維持管理やネットワークシステムの更新が滞りなく実施されていることは評価できます。今後、適切に評価していくためにも、「ICT教育」が指し示す内容を具体化することで更なる充実と発展を期待します。

・「学校図書シン100万冊計画」の実施と成果は高く評価できます。探究的な学びや自律的な学びの充実がより一層重要になることから、学校図書館が知の拠点として運用されていくことが期待されます。評価項目についても、そうした視点から検討されることでこの取組の意義をより明確化できると思います。

・隣接校種との連携によって、校種間の段差を低くするという今後の方向性は評価することができます。一方、教師は幼児教育の考え方から授業づくりの様々な示唆を得られることや、児童生徒も接点の少ない異校種の子どもとの交流から気づきを得られることが期待できます。そうした点から、隣接校種に限らず、子どもや教職員の交流が図られることも期待されます。

・ぜひ、全中学校区に学校運営協議会を設置しているという強みを活かし、市内で情報共有しつつも、地域性に応じた様々な連携の「形」が知見として整理されていくことを期待します。

重点目標２－２ 家庭力の向上

<令和７年度の振り返り（成果又は課題）>

・家庭教育の推進では、各学校において、「SNSトラブル」、「防災教育」、「性教育」などの身近な課題を反映したテーマを取り上げた学習会を実施した。また、PTA に対しては、高槻市PTA協議会への支援を通じて、活動の充実・活性化を図った。

番号：７２・７３

<今後の方向性>

・保護者の価値観の多様化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てにおける保護者の孤立感が高まるなか、各学校において、PTA や保護者と協働して家庭教育推進事業を実施することで、保護者が子育てや家庭教育について学ぶ機会を設け、家庭教育を推進していく。 番号：７３・７４

<学識経験者意見>

中西先生

・SNSやAI等については、発達段階や学習段階等に応じた適切な活用が望めます。学校と家庭が連携して児童生徒の健全な成長を支えるべく必要な施策を引き続き行ってください。

小島先生

・「家庭との連携力」を向上するための取組として、市として具体的な支援を提供することで、教職員が家庭と連携する機会が保障されているという点で、高く評価できます。

・「親学習」については、まさに「家庭力」の向上といえる取組であり、学校や当該教職員が直接関与しないという点にも価値が認められます。

・いずれの取組も、教職員や保護者の声を取り入れた評価が更なる充実につながると考えられます。

重点目標 2－3 地域力の向上

<令和 7 年度の振り返り（成果又は課題）>

・全中学校区へのコミュニティ・スクール導入の取組と連動して、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員を各中学校区に 1 名配置するとともに、地域人材等を学校教育活動サポーターとして登録することで、学校における学習支援活動等が推進された。

番号：76

・学校の安全対策の充実について、セーフティボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、1 年生保護者を中心に「子ども見守りサポーター」のキーホルダー等の啓発物品の配付を行い、子どもの見守り活動は保護者や地域が参加するものであり、「ながら」見守りをはじめ、できることから活動に参加してほしい旨の啓発活動を行った。

番号：78

<今後の方向性>

・地域学校協働活動推進員や学校教育活動サポーターを中心に、学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動を推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す。 **番号：76**

・持続可能な見守り体制の構築に向け、今後も保護者や地域に対し、セーフティボランティア登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力の呼びかけを行い、子ども見守り活動の啓発を継続的に実施していく。 **番号：78**

<学識経験者意見>

中西先生

・セーフティボランティアの方々が児童生徒の登下校時の安全確保に果たしている役割は大変大きいものがあります。一方で、登録者の確保は年々難しくなっています。今後も見守り体制の構築に向けて、学校運営協議会や各自治会等へも働きかけるなど、ボランティア登録や「こども見守り中」の旗の掲示協力など地道な努力を続けていただきたいと思います。

小島先生

・地域学校協働活動推進員の全中学校区配置は、全国的に見ても素晴らしい取組だと思います。推進員が情報共有する場や活動内容を充実させるための仕組みがより一層整備されていくことを期待します。

・地域住民等が主体として運営する「放課後子ども教室」は、内容が学習支援に留まらない点も大変興味深く、その意義は多岐に渡ることが推察され、評価することができます。

・セーフティボランティア活動に限らず、学校という比較的閉鎖的な組織と積極的に接点を見出せない人もいることは推察されます。コミュニティ・スクールの活動とも連携しながら、日々の教育実践への参画等と併せて、教職員や児童生徒について知ってもらう機会を創出したり活用したりされることを期待します。

・いずれの取組も、地域の人や利用している児童など、当事者による評価が更なる充実につながると考えられます。

<資料1> 令和7年度教育委員会事務「点検・評価」表
○重点目標1－1 確かな学力の育成

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和7年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
1	(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	①地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、中学校区グランドデザインを策定し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する。	各学校に教育課程ヒアリングを実施し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成状況を確認し、指導・助言を行った。	○ (達成)	義務教育9年間を見通した教育課程を編成するとともに、令和7年度全中学校区に導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）において、学校運営の基本方針と位置付けた「中学校区グランドデザイン」（校区の「めざす子ども像」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を掲載）の承認を通して、保護者・地域と連携・協力のもと、教育を推進することができた。小学校3～6年生の教科担任制については、これまで多くの学校で実施していた理科、音楽、外国語に加えて、体育や社会等でも実施する学校が前年度と比較して増加しており、各学校の状況に応じた指導の充実を図ることができた。令和7年度はおおむね年度当初の計画通りに教育課程を実施し、全ての学校において、標準授業時数を大幅に上回ることなく確保することができた。	無	義務教育9年間を見通した教育課程を編成するとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、学校・保護者・地域が、連携・協力した教育を推進する。 小学校での教科担任制については、5・6年生のみならず、抽象的な学習内容が増加する3・4年生においても、指導の充実と教員の持ち授業時数の軽減の観点から実施することが、国により示されているところである。実施している学校の状況を把握しながら、効果的な在り方について引き続き研究を進める。 学習指導要領に示されている各教科等の内容が当該学年で確実に指導されるよう、授業時数を適切に配当するとともに、家庭背景等による教育格差の拡大を招かないよう留意する。また、次期学習指導要領の検討の中で、授業時数の弾力的な運用や各学校の裁量拡大等が議論されている状況を踏まえ、今後、各中学校区が自校の実態を踏まえた教育課程を編成できるよう研究を進める。	教育指導課
2	(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	②各中学校区の「めざす子ども像（15歳時の姿）」や教育課程を、保護者や地域と共有し、連携と協働によりその実現を図る。	学校教育自己診断や、学校運営協議会委員による学校関係者評価を活用した「学校評価」を実施し、保護者や地域の意見を踏まえた教育課程を編成するとともに、学校評価の公表により、目標や課題の共有を図ることができるよう、指導・助言を行った。	○ (達成)	保護者や地域との連携・協働を図るため、中学校区において、学校だより等を通じて「学校評価」を保護者に配付するとともに、各学校のホームページ等で、周知することができた。	無	学校運営協議会のしくみを活用した学校評価など、中学校区での学校評価が適切に行われるよう学校支援を行う。	教育指導課
3	(1)9年間を見通した教育課程の編成と実施	③全国学力・学習状況調査の結果等の各種データをもとに、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。	各種データ（全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査、大阪府中学生チャレンジテスト、大阪府小学生すくすくウォッチの結果等）から、本市の児童生徒の状況を把握し、市の教育施策の検証改善に生かした。	○ (達成)	本点検・評価において、各種データを活用した点検・評価を行った。その結果から、本市の教育施策の改善に向けた検討を行うことができた。また、教育に係る各事業においても、各種データを活用した評価を行い、事業の改善に生かすことができた。	無	引き続き、各種データを市の各教育施策や事業の点検・評価に活用し、改善に向けた検討に生かしていく。	教育指導課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和7年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
	(2)きめ細かな 4 学習指導の充実・推進	①指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。	小中学校全学年において35人学級編制を実施した。大阪府の加配教員を活用し、小学校における教科担任制や、少人数・習熟度別授業など、学校にとって効果的な指導体制の構築を推進した。 市内全小中学校における「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする学習指導拠点校区を委嘱した。	△ (概ね達成)	令和7年度の全国学力・学習状況調査における高槻市の平均正答率は、小学校国語が全国の平均正答率と同程度であったものの、小学校算数、中学校国語・数学においては全国の平均正答率を上回っており、各学校の授業改善の成果が伺えた。社会経済的背景による学力格差は拡大、固定化する傾向にあり、格差を是正し、全ての児童生徒に学力をつけていくことが、引き続き課題である。 教育センターと共同研究を行う学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、学習指導についての研究を進めた。校内に全教職員が複数のグループに分かれて授業研究を行う「研究班」を組織し、教育センターの指導主事も授業参観や意見交換を行うことで、互いに学び合う関係の構築や、授業力の向上につなげることができた。また、共同研究推進担当者が学習指導拠点校区の授業を参観し、担当者会にて研究協議を実施するなど、学習指導拠点校区と共同研究推進担当者会の取組を連動させ、市内全ての小中学校の授業研究が深化するよう取り組んだ。	【1】 〈1～2〉	9年間の教育課程を見通して、小学校での教科担任制についてさらなる拡充を図るとともに少人数・習熟度授業等児童生徒の発達の段階に合わせた指導の充実を図る。 学習指導拠点校区（第一中学校区）については、各学校の共同研究推進担当者会の取組と引き続き連動させ取組を進める。また、学習指導拠点校区ポータルサイトにて拠点校区の年間の校内研究授業日を案内し、市内教員が授業の参観、研究協議に参加することで、市内小中学校と研究内容を日常的に共有し、第一中学校区を拠点に各中学校区の授業研究が深化するための取組を推進する。なお、今後の次期学習指導要領の方向性を踏まえ、全ての児童生徒に確かな学力を育む授業づくりに向けて、教育センターと拠点校区が共同研究を進める。	教育指導課・教育センター
	(2)きめ細かな 5 学習指導の充実・推進	②全ての児童生徒が「わかった」「できた」「もっとやりたい」と実感できる授業づくりを推進するため、校内の組織的な研究体制を構築する。	三島地区教育課程研究協議会において、教員に向けて、教科別に指導実践の交流と助言、及び教育課程に係る説明を実施した。各学校の授業研究担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。	○ (達成)	各学校の担当者に対して、指導実践の交流や助言、全ての教科の教育課程に係る説明を、オンデマンド配信と公開授業研究会により実施した。その内容を各学校で共有することにより、組織的な研究体制の充実につなげた。 各学校の授業研究担当教員が参加する共同研究推進担当者会を年6回実施した。市内の取組を共有し、推進計画書に基づいた自校の取組を見直すことなどを通して、各学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、校内の組織的な研究体制の構築につなげることができた。 校内授業研究支援については、各学校の推進計画書を踏まえ、実態や課題に応じ支援した。また、共同研究推進担当者が学習指導拠点校区の授業を参観し、担当者会にて研究協議を実施するなど、学習指導拠点校区と共同研究推進担当者会の取組を連動させ、市内全ての小中学校の授業研究が深化するよう取り組んだ。また、研究推進の核となる教職員を育成する共同研究推進担当者連続講座（5回）を実施し、担当者の資質・能力向上を図った。	【2】	三島地区教育課程研究協議会において、現行の学習指導要領の理解や好事例の共有を進めるとともに、市教育研究会とも連携し、次期学習指導要領の検討状況等について情報提供を行い、確かな学力を育む授業づくりにつながるよう取組を推進する。 共同研究推進担当者会において、中学校区のつきたい力を見据えた授業改善を連携して進めていけるよう取組を進める。共同研究推進担当者会と学習指導拠点校区の取組を連動させ研究をさらに深める。 また、研究推進の核となる教職員を育成する共同研究推進担当者連続講座（5回）を実施する。	教育指導課・教育センター
	(2)きめ細かな 6 学習指導の充実・推進	③児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法を改善する。	各学校において、児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価について指導内容や指導方法を指導・助言した。 各学校の授業研究担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。（再掲）	○ (達成)	各学校において、児童生徒へのアンケート調査や、観点別学習状況の評価及び評定の状況などをもとに児童生徒の学習状況の分析を行った。またその結果を指導方法の改善につなげる方策について検討した。 共同研究推進担当者会では「『目標と指導と評価』の一体化を図る授業づくり」をテーマに各学校が授業改善に取り組み、目標に準拠した学習評価についての理解が進んだ。	無	各学校が、妥当性・信頼性の高い目標に準拠した学習評価を行うため、文部科学省や国立教育政策研究所が作成した資料を参考に、評価規準を設定し、評価方法の工夫改善ができるよう指導・助言を行う。 各学校において目標に準拠した、単元を通した指導改善が図れるよう、継続して「『目標と指導と評価』の一体化を図る授業づくり」をテーマとして研究を進める。	教育指導課・教育センター

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和7年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
7	(3)学び続ける力を育成するための学習指導の推進	①現代社会の課題を児童生徒が自らの問題としてとらえ、他者と協力しながら課題を解決する等、将来にわたって学び続ける力を育成する。	各学校のキャリア教育、総合的な学習の時間、特別活動の計画が、各教科等の学習内容と関連付けながら、児童生徒の自ら考え、学ぶ力の育成につながるものになるよう指導・助言を行った。 生徒が、実社会や実生活の中から問いを見出し課題を解決する力や、よりよい社会づくり参画する意欲を育むことを目的に、中学校探究的な学習発表会を開催した。	○ (達成)	令和7年度の全国学力・学習状況調査における質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」及び「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」について、肯定的回答をした児童生徒は全国平均と比べると小中学校とも上回っており、自ら考え学ぶ力の育成に関して成果が見られた。 令和7年度より、中学校探究的な学習発表会を開催し、生徒の発表及び大学教授等、多様な視点を持つ審査員との質疑応答を行う機会を設けた。発表会を通じて得た知見を市教育研究会と共有することで、本市の探究的な学習の推進につながった。 教育センター研究委嘱校区(第七中学校区)を指定し、「子どもも大人も探究し続ける授業づくり」を研究テーマに、各教科の授業内容を、実社会・実生活と関連づけながら学び深める授業を通して、全ての児童生徒の学びに向かう力を育成することを目指し取り組んだ。	【3】 〈1～2〉	令和8年度も中学校探究的な学習発表会を開催し、各学校の探究的な学習の充実を図る。現代社会の課題等を生徒が自らの問題として捉え、他者と協力しながら課題を解決しようすることで、将来にわたって学び続ける力、よりよい社会を形成しようという意欲を育む。また、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、各教科の学習、特別活動、総合的な学習の時間等の学習内容を効果的に関連付けるとともに、校区の小中学校が連携し、9年間の一貫性のある取組となるよう進める。 令和8年度も、引き続き教育センター研究委嘱校区(第七中学校区)を指定し、「子どもも大人も探究し続ける授業づくり」を研究テーマに、総合的な学習の時間と各教科の授業での探究的な学びを連動させ、全ての児童生徒が、確かな学力を育み、社会の一員として、よりよく生きる大人への成長することを目指す。	教育指導課・教育センター
8	(3)学び続ける力を育成するための学習指導の推進	②家庭、地域、企業等と連携し、授業以外の学習の機会を充実させることで、自学自習力を育成する。	小学校5・6年生及び中学校全学年を対象に、学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指した家庭学習支援事業「学びup↑講座」を実施した。	△ (概ね達成)	令和7年度の全国学力・学習状況調査における質問「学校の授業時間以外に、普段、1日あたりどれくらいの時間、勉強していますか」に対し、「1時間以上」との回答が、小学校において、全国平均を下回っている状況にあり、家庭学習の推進や自学自習力の育成に引き続き取り組む必要がある。また、家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、家庭での学習習慣の定着につながったなどの成果が見られる一方で、小中学校ともに登録者数の減少や出席率の低下に伴い、延べ参加者数が減少した。学校の学習保障と連動した取組や周知が必要となっている。	【4】 〈1～4〉	家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、重点取組校区を新たに1校区増やすとともに、アドバイザーを追加配置し、各中学校区の学習保障の取組と連動させながら、社会経済的背景による学力格差の是正につながるよう取組を推進する。小学校講座については、5・6年生を学年ごとに指導できるようにするなど、一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行う。 また、授業での学習を家庭での自主的な学習につなげるための工夫や、家庭と連携した家庭学習の支援を行うことで、学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指す。	教育指導課
9	(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	①支援学級及び通級指導教室において児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた特別的教育課程を編成し、特に自立活動の充実を図ることで、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために必要な資質・能力を育成する。	各教科の特別的教育課程の編成について研究を進めるとともに、自立活動の充実を図るため、自立活動等指導充実プロジェクトを実施し、外部講師を招き、市内2校で巡回相談を行った。	○ (達成)	支援学級で実施する各教科の特別的教育課程については、系統的・計画的な学習指導が実施できるよう、研究指定校（第一中学校）を指定し、特別的教育課程の編成についての研究を行い、市内小中学校に、各教科の年間指導計画を例示した。 障がいによる学習や生活上の困難さの改善・克服を目的とした「自立活動」については、市内2校（郡家小・川西中）で、自立活動等指導充実プロジェクトとして取組を行い、年間4回ずつ専門家（臨床発達心理士）による巡回相談を行うとともに、2校合同のテーマ別実践研修を実施し、取組の成果について市内小中学校と共有を図った。 また、通級指導教室については、小学校は35校40教室、中学校は14校16教室と、さらに増設置を進めた。通級指導担当教員と、通常の学級の担任や教科担当教員が、日常的に連携して指導を行う体制を整えるとともに、これまでの1対1の個別指導に加えて、児童生徒の状況に応じたグループ指導等、多様な指導形態により指導の充実を図った。	無	支援学級で実施する各教科の特別的教育課程については、研究校区（第一中学校区）を指定し、具体的な教育課程の編成方法や指導方法などを研究し、その成果を市内小中学校と共有を図る。 また、通級指導教室については、令和8年度から全校に設置しているところであり（小学校41校50教室、中学校18校22教室）、市内全ての小中学校において校内の支援体制を整えるとともに、多様な指導形態を取り入れながら通級による指導を充実させる。	教育指導課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和7年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
10	(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	②全ての教職員が、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、特別支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組を充実する。	特別支援教育校内委員会を中心に、一人一人の障がいの状況を適切に把握し、学級種別に応じた支援教育を推進するよう、学校訪問時や各学校へのヒアリング時に指導・助言を行った。また、リーディングチームによる巡回相談を実施した。	○ (達成)	外部講師やリーディングチームによる巡回相談を通して、丁寧なアセスメントを実施したことで、通常の学級での生活や学習を見通した自立活動が充実し、障がいによる生活上・学習上の困難さの改善・克服のために必要な資質・能力を育成することができた。	【5】	特別支援教育コーディネーター、支援学級担任、通常の学級担任を対象とした研修に加え、支援教育における基本的な考え方を示すオンデマンド動画や、「支援教育のてびき」を作成することで、全ての教職員が特別支援教育への理解を深めることができるよう取り組む。 リーディングチームによる巡回相談は、複数回、継続して行うことを推奨することで、適切なアセスメントとそれに基づいた実践を支援する。	教育指導課
11	(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	③日本語指導の必要な児童生徒について、一人一人の日本語の能力等に応じた支援の充実を図る。	特別の教育課程による日本語指導を実施した。また、安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導加配教員や日本語指導協力者を派遣した。	○ (達成)	日本語指導加配教員や日本語指導協力者を派遣し、特別の教育課程による日本語指導を実施することや、学校と日本語指導加配教員や日本語指導協力者が連携できるように取組を紹介し、対象の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援体制を充実した。	【6】	日本語指導を必要とする児童生徒の少数散在化が一層進んでいる。このため、日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校が主体となり、日本語指導担当教員や日本語指導協力者と連携して、日本語能力の向上と日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の育成を図っていく。	教育指導課
12	(5)ＩＣＴ機器を活用した教育の充実・推進	①児童生徒１人１台端末をはじめとするＩＣＴ機器を効果的に活用し、多様な人や知識とつながる豊かな教育を推進する。	共同研究推進担当者会を開催し、ＩＣＴを活用した授業づくりについて、研究を進めた。また、学校間の情報共有や校内発信の充実を図るなど、端末活用について、よりきめ細かなフォローアップを行った。Ｗｉ－Ｆｉ環境がない家庭等でも端末が利用できるよう、モバイルルータを貸与した。	○ (達成)	共同研究推進担当者会において、ＩＣＴを活用した授業づくりについて研究を進めた。２月の担当者会では、大阪府教育庁主催の研修「児童・生徒が１人１台のタブレットＰＣ等を活用する授業づくり研修」に参加した本市教員２名による実践発表を行った。また、情報教育研修において、「学習科学の知見を生かした効果的なＩＣＴ活用」や「デジタル・シティズンシップ」等をテーマに研修を行った。引き続き、各教科等の資質・能力の育成に向けたＩＣＴ機器の効果的な活用について研究を進める必要がある。 令和８年２月度において、ＩＣＴ機器を小学校低学年は１日平均１回以上、それ以上の学年は１日平均２回以上利用する学級の割合が、小学校平均：９６．３％、中学校平均：１００％であり、端末活用が定着しているものと考えている。この日常的な利用が維持されるよう、引き続きＩＣＴを安定して活用できる環境を維持する必要がある。 Ｗｉ－Ｆｉ環境がない家庭の児童生徒について、延べ１８７台のモバイルルータを貸与し、長期休業期間中の家庭学習のほか、不登校の児童生徒に対する学びの保障に寄与した。令和６年度と同様に、インターネット環境整備が難しい家庭等に対象を絞って通年貸与としており、貸与件数は減少したが、家庭のインターネット環境整備が進んだことが要因と考えている。	【7】 〈1～3〉	教育センター主催の情報教育研修において、「ＡＩドリル」や「生成ＡＩ」、情報リテラシー等をテーマにした研修を行う。ＩＣＴ機器等を活用した教育を実施する際は、家庭背景により、取組の差が生じないよう配慮することや、生成ＡＩの普及を踏まえ、情報を正しく判断できる力の育成に努めるなど、教職員が児童生徒の発達段階や教育効果を十分に考慮し取組を進める。 共同研究推進担当者会において、ＩＣＴを活用した授業づくりや家庭学習の在り方についても引き続き研究を進める。 情報活用能力の育成については、各学校の情報教育を推進する担当者からなる情報教育担当者会において、系統的、計画的な育成が図られるよう研究を進める。 利用状況については、現在の学級の割合の利用ではなく、ＧＩＧＡスクール構想第２期で導入した可視化ツールを利用するよう努める。モバイルルータについては、引き続きインターネット環境整備が難しい家庭等を対象に貸与を行う。	教育政策課・教育センター
13	(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	①児童生徒が語彙力を培い、感性を磨き、表現力や創造力を育むための、豊かな読書習慣を身に付ける。	各学校の司書教諭がその専門性を発揮できるよう司書教諭連絡会を開催し、支援を行った。 全校配置の「読書活動協力員」と、全中学校区に配置の「校区学校司書」により、学校図書館の安定的な開館を行い、読書活動の充実を図った。	○ (達成)	全校配置の「読書活動協力員」と、全中学校区に配置の「校区学校司書」により、学校図書館の安定的な開館を支援したことで、週５日学校図書館を開館している学校が増加するとともに、小中学校ともに年間貸し出し冊数が増加した。また、司書教諭と校区学校司書との合同の連絡会を年間４回実施し、各学校の読書活動推進の取組や各教科での学校図書館の活用について交流を行うことで、児童生徒の読書習慣の向上につなげた。	無	計画的な図書の更新や「まちごと『子ども図書館』」事業等を活用した図書資料の充実を図っていく。引き続き、司書教諭連絡会を実施するなど、小中学校が連携した計画的な学校図書館の利用指導や読書指導等の充実を図るため、司書教諭を中心に学校司書が支援する校内推進体制を確立する。	教育指導課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和7年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
14	(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	②義務教育9年間の学びの連続性のある教育課程との関連を踏まえ、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的な学習を支え、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。	司書教諭等と連携し、学校図書館の年間活用計画を作成し、様々な教科で学校図書館を計画的に活用するよう促した。また、学校図書館運営協議会と連携し、学校図書館を活用した授業の取組を市内小中学校に発信した。	○ (達成)	司書教諭連絡会や学校図書館運営協議会等において、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた実践を全小中学校で共有した。	無	司書教諭・校区学校司書連絡会で学校図書館を活用した授業の取組事例などを全小中学校で共有し、市内全体の学校図書館の活用を推進するとともに、義務教育9年間の教育課程と関連付けた学校図書館の計画的な活用を通じて、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成が図られるよう、各学校の取組を支援する。	教育指導課
15	(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	③司書教諭と学校司書が中学校区で連携・協力することにより、9年間を見通した学校図書館を活用した教育の推進体制を構築する。	司書教諭連絡会を実施し、司書教諭の役割を再確認するとともに、司書教諭と学校司書の連携・協力による組織的、効果的な学校図書館を活用した教育の推進が行えるよう支援した。	○ (達成)	司書教諭連絡会を4回実施し、司書教諭と学校司書の役割や業務について周知するとともに、「学校図書館を充実・活用するための手引き」に基づいて、学校図書館を活用した学習活動を推進するよう指導・助言を行った。	無	司書教諭と学校司書が中学校区で連携・協力することにより、9年間を見通した推進体制を構築する。 全ての教員が、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を活用できるよう指導・助言を行う。	教育指導課

○重点目標 1－2 豊かな心の育成

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
16	(1)道徳教育の推進	①道徳科を要として、計画的に道徳教育を行うとともに、中学校区で系統性のある道徳教育を推進する。	学校のエデュケーション全体を通して、道徳教育が計画的に行われるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	教育課程ヒアリングにおいて、各学校で作成された「道徳教育の全体計画」「年間指導計画」を確認し、全教科で道徳教育との関連を図るとともに、学校のエデュケーション全体を通して、道徳教育が計画的に行われるよう指導・助言を行った。全校で道徳教育と教科、領域等の関連を示した「別葉」を作成するなど、学校のエデュケーション全体を通じて、道徳教育が計画的に実施された。	無	児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、各学校において作成されている「道徳教育の全体計画」と「年間指導計画」を基に、学校のエデュケーション全体を通して、道徳教育の充実を図っていく。また、その際、中学校区で重点目標を共有する等、9 年間の系統性のある道徳教育を推進するよう指導・助言を行う。	教育指導課
17	(1)道徳教育の推進	②主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うため、社会参画への意欲や態度を育む内容を重点的に指導する。	道徳科の指導にあたっては、答えが一つでない問題に児童生徒が自分自身の課題として向き合い、考え、議論する授業づくりを推進した。道徳教育の取組について、家庭や地域と連携・協力した推進を図った。	○ (達成)	道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、自己の生き方を考え、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための授業づくりを行った。また、道徳教育の取組については、学校だよりや学年だより等を通して、保護者と積極的に共有することで、家庭と連携し、児童生徒の社会参画への意欲や態度の育成を図った。	無	児童生徒がよりよい社会の形成に参画する意欲や態度を養うため、児童生徒の実態について、家庭や地域との共通理解を深め、家庭や地域と連携・協力し、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進していく。	教育指導課
18	(1)道徳教育の推進	③道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにする。	道徳科の充実を図るため、道徳教育推進教師連絡会を実施するとともに、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校を指定し、道徳教育の推進を図った。	○ (達成)	大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（如是中学校区）では、「小中連携による 9 年間を見通した道徳教育の充実」をテーマに研究を進め、全 9 回の研究授業を通して、児童生徒の実態に合わせた授業の組み立て方や、児童生徒らが自分自身の問題と捉え、考え話し合う授業を校区として推進することができた。	無	令和 8 年度は、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（第九中学校区）において、「地域の特色を生かした道徳教育実践の創造」をテーマに設定し、「郷土の伝統と文化の継承」「自然環境との共生」「地域への貢献」をキーワードに、『ひと』に焦点をあて、地域の特色を生かした道徳教育実践を進め、その成果を市内小中学校と共有する。道徳教育の推進に関しては、特に、よりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために、互いの違いを認め合いながら理解し、自他を尊重する態度や広い心で相手の過ちを許す心情や態度を育成する。また、いじめの指導にあたっては、児童生徒の成長の機会と捉え、道徳科と関連付け、関係児童生徒や学級・学年など集団への指導を行う。	教育指導課
19	(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	①社会的・職業的な自立を目指すキャリア教育や、社会の一員として役割を果たすためのシティズンシップ教育を組織的・系統的に進める。	中学校区毎に小中学校 9 年間の「キャリア教育全体計画」を作成するとともに、全児童生徒が「キャリア・パスポート」を活用し、9 年間のキャリア教育の取組を蓄積できるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	9 年間のキャリア教育の取組を蓄積する教材であるキャリア・パスポート（令和 2 年度から実施）を効果的に活用し、児童生徒が自身の変容や成長を実感しながら、社会の形成者としての資質・能力が育まれるよう取り組んだ。	無	中学校区のめざす子ども像や学校教育目標との関連を踏まえ、エデュケーション全体を通して、地域や企業等との連携により、児童生徒が学ぶことや働く尊さを理解し、将来を切り拓いていこうとする意欲や社会に貢献しようとする態度を育成する。その際、公共施設等の活用に関して各学校を支援していく。また、児童生徒が自身の変容や成長を実感することができるよう引き続きキャリアパスポートを効果的に活用する。	教育指導課
20	(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	②自分が生活する地域社会に関心と愛着を持ち、社会の一員としての自覚を育む教育を推進する。	令和 3・4 年度に改訂した小学校 3・4 年生用社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」を活用した指導を促進した。	○ (達成)	社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」を活用し、社会の一員としての自覚を育む教育を推進した。 令和 7 年度全国学力・学習状況調査における質問「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に対する肯定的回答が、小中学校ともに前年度と比較し減少したものの高い水準で推移している。 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを活用し、学校の方針の共有を図ることで、地域の方と連携・協力したエデュケーションが進み、児童生徒が地域社会の一員であるという自覚につながっている。	【8】	各個人が教科等で学んだことを「よりよい社会づくり」につなげる学びにするためにも、集団や社会の形成者としての資質・能力を育む「特別活動」の時間を充実させる必要がある。とりわけ、話し合い活動を通して合意形成を図り、自己の課題の解決や将来の生き方を描くために意思決定を行う「学級活動」の充実を図れるよう各学校の取組を支援する。 各教科や総合的な学習の時間に行う探究的な学習においては、児童生徒が異なる視点で意見を交流して互いに考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫をする。また、よりよい社会を目指し、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、社会の一員であることを実感できるよう指導する。 社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」の活用した学習や、コミュニティ・スクールの仕組みを活用した、保護者・地域との連携・協力した学習を通して、児童生徒が高槻のまちに関心と愛着を持ち、市民性を育む教育を推進する。	教育指導課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和7年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
21	(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	③児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育成するため、学習指導要領に則り、適切に指導を行う。	国旗・国歌の指導を学習指導要領に則って年間指導計画を作成し、適切に実施した。	○ (達成)	国旗・国歌の指導は学習指導要領に則り、社会科、音楽科、特別活動の各内容を関連付けながら年間指導計画を作成し、適切に実施するよう指導・助言を行った。国歌「君が代」は小学校学習指導要領においては、「いずれの学年においても歌えるように指導すること」とあるため、適切な時期に指導するよう指導・助言を行った。	無	学習指導要領に則り、年間指導計画の作成・実施を適切に行うことができるように、教育課程のヒアリング時等に、適宜指導・助言を行う。	教育指導課
22	(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	④児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自ら進路を選択する力を育成する。	高槻市進路指導研究協議会と連携し、進路選択を行うための支援を行った。また、各種奨学金制度についての情報を各学校・保護者に提供した。	○ (達成)	進路指導に必要な情報を随時提供することで、各学校の主体的な取組を支援することができた。また、各種奨学金制度について情報提供を随時行うとともに、障がいのある生徒や、日本語指導が必要な生徒等、配慮を要する生徒の進路指導に関しても、きめ細かな情報提供を行い、生徒が自ら進路を選択する力の育成につなげた。	無	児童生徒が将来を見据えて主体的に進路選択できる能力や態度を育成するために小学校段階からの9年間を見通した段階的な指導を進める。特に障がいのある生徒や日本語指導が必要な生徒等配慮を要する生徒や、長期の不登校生徒とその保護者に対して多様で主体的な進路選択ができるよう適切な説明や情報提供を行えるよう学校を支援する。	教育指導課
23	(3)人権教育の推進	①関係法令等を踏まえながら、学習指導要領に基づき、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進する。	各学校における人権教育の推進をめざし、人権教育研究学校として、市内で1中学校区を委嘱し、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進した。また、その実践を市内で共有し、人権教育の充実を図った。	○ (達成)	令和7年度人権教育研究学校（城南中学校区）では、「子どもたちが探究し、自らの生き方を広げるカリキュラムマネジメント」を研究主題として取組を進めた。自分や周りの仲間を大切にし、課題意識をもって取り組むことを通じて、自分の存在や生き方について考える力の育成につなげることができた。また、講師を招聘した研修を行うとともに、9月には校区公開授業、11月には地域公開授業を実施し、校区としての取組の成果を市内小中学校や地域と共有することができた。	無	人権教育研究学校として、市内で1中学校区（令和8年度は、第四中学校区）を委嘱し、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進する。また、第四中学校区においては、文部科学省による「人権教育総合推進地域事業」を進め、主体的に自他の人権を守ろうとする行動力を育む効果的な指導方法をテーマとし、調査研究を行う。それらの実践を他の小中学校と共有し、各学校での人権教育の充実を図る。	教育指導課
24	(3)人権教育の推進	②人権感覚と人権意識を育むために、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育推進計画を作成し、指導方法を工夫しながら人権教育の充実を図る。	教育課程ヒアリングにおいて、各学校の人権教育推進計画に基づいた具体的な学習内容及び指導方法を把握するとともに、指導・助言を行った。	○ (達成)	児童生徒の実態を踏まえて作成した「人権教育推進計画」に基づき、各学校の課題に応じた校内研修を実施するなど、人権教育の計画的な推進を図ることができた。	無	教育課程ヒアリングにおいて、各学校の人権教育推進計画に基づいた具体的な学習内容及び指導方法を把握するとともに、指導・助言を行う。	教育指導課
25	(3)人権教育の推進	③女性、子ども、障がい者の人権、同和問題、在日外国人、多様な性の在り方等、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権教育推進体制を整備し、計画的に指導を行う。	高槻市人権教育推進協議会等の関係団体と連携して各学校で行われている人権教育の具体的な実践の交流を図った。	○ (達成)	高槻市人権教育推進協議会の研究集会において、人権・部落問題学習、人権・共生教育、学力・進路、幼児人権と校種間連携、多文化共生の分科会を開催し、具体的な実践の交流を行う等、計画的な推進を図った。 高槻市人権推進協議会冬期研究集会においても、同夏季研究集会と同様に、市内の学校による実践報告が行われ、多くの教職員が参加し人権教育に関する学びを深め、人権課題の解決に向けた人権教育の推進につなげた。	【9】	高槻市人権教育推進協議会の研究集会における実践報告を各学校の取組につなげるとともに、高槻市人権教育推進協議会の研究集会への積極的な参加を促し、各学校での人権教育の推進につなげていく。	教育指導課
26	(3)人権教育の推進	④集団の中で一人一人を尊重し、違いを認め合いながら、互いを大切にする態度を育むため、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり、集団づくりを行う。	高槻市人権教育推進協議会等の関係団体と連携して市内各学校の教育実践の交流を行い、インクルーシブ教育の理念や人権尊重に根ざした「ともに学び、ともに育つ」教育活動の更なる充実を推進した。	○ (達成)	「ともに学び、ともに育つ」教育活動の充実に向けた教育実践の交流を通して、各学校のよりよい実践につなげ、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえた学校づくり、集団づくりを推進した。	無	障がい理解教育について、保護者の理解を啓発するとともに、全教職員の共通理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実や児童生徒同士の相互理解が深まるよう、一層の推進を図る。	教育指導課
27	(4)生徒指導の推進	①学校の教育活動全体を通して、豊かな人間性や社会性を育む指導の充実を図る。	不登校担当者連絡会を実施するとともに、目標に向けて学習をする経験を通して、児童生徒の自信を育み、学習意欲と登校意欲の向上を図ることを目指し、市内4つの中学校区で漢字検定の取組を実施した。	○ (達成)	不登校担当者連絡会において、教職員向けの「不登校支援ナビ」を活用し、不登校の未然防止を含む、各学校の取組について交流を行った。 また、不登校等の状況から重点的な支援が必要な4つの中学校区（小学校5・6年、中学校1・2年）において市が受検料を全額負担し、漢字検定に取り組んだ。目標に向けて学習をする経験を通して、児童生徒の自信を育み、学習意欲と登校意欲の向上を図ることができた。指定した4つの中学校区のうち、小学校における新規不登校児童生徒の増加率が、市全体より低く、新規不登校の抑制につながった。	【10】	不登校の減少に向けて、新規不登校数の抑制とともに、不登校の兆しのある児童生徒への初期対応や不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援を組織的に行えるよう指導・助言を行う。「漢字検定」については、これまでの成果等を検証し、市内小中学校に取組成果を普及できるよう、効果的な方法を検討する。	教育指導課・教育センター

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
28	(4)生徒指導の推進	②全教職員の共通理解のもと、組織的かつ一貫性をもって対応できるよう校内の生徒指導体制を整備するとともに、児童生徒の個別の課題に対し、適切で効果的な指導や支援を粘り強く行う。	生徒指導主事等連絡会、小中学校生徒指導担当者連絡会、不登校担当者連絡会等を実施するとともに、学校だけでは解決困難な事案に対して、「学校問題解決チーム」を派遣した。 不登校児童生徒支援室「エスペランサ」では、不登校状態にある児童生徒に対し、集団生活への適応を促すとともに学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施した。 全ての小中学校に設置した「校内教育支援センター」に、各中学校区に不登校等支援員を 2 名配置し、不登校の予防や早期対応への取組を支援した。	○ (達成)	【いじめの未然防止と早期対応】 いじめの対応については、広く捉えて早期に発見し、組織で対応するといった「いじめ防止対策推進法」の趣旨の浸透は図られている。また、学校だけでは解決困難な事案に対して、「学校問題解決チーム」を派遣し、各学校の指導体制への支援を行った。令和 7 年度に教育委員会事務局内に設置した法務相談体制を活用し、事案の複雑化を未然防止し、課題を整理し速やかな解決のサポートに努めた。 【不登校への対応】 小中学校の不登校児童生徒数は、 8 9 3 人とわずかに減少したが、高い水準で推移しており、依然として深刻な課題である。 不登校児童生徒が安心して過ごせる居場所として、不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした「校内教育支援センター」の環境整備を図るとともに、不登校等支援員を全ての中学校区に 2 名配置し、不登校児童生徒への支援の充実につなげることができた。あわせて「エスペランサ」への入室希望の申し出や、学校には登校できない児童生徒への支援の機会につながるよう、不登校児童生徒やその保護者が、学校を介さずに直接申し込むことができる不登校支援プログラム「あつまれ エスぺのもり」を 1 0 回実施した。 また、不登校担当者連絡会を開催し、「校内教育支援センター」の環境整備や不登校対策についての交流、専門家等を招聘した研修等を実施し、各学校の組織的な対応の強化を図った。	【10】	【いじめの未然防止と早期対応】 いじめの対応については、事案を通して、児童生徒が人格的に成長できるよう粘り強く指導や支援を行うことが肝要であり、教職員には、正確な事実の把握に留まらず、背景にある課題の本質を見抜く力や深い児童生徒理解などの専門性が要求される。対応を通して、教職員が生徒指導に関する専門性を向上できるよう、学校の組織対応を支援するとともに、対応困難な事案に対しては、「学校問題解決チーム」や教育委員会事務局内の法務相談体制による学校支援を行う。 【不登校の対応】 不登校児童生徒数の増加は義務教育の根幹に関わる課題であるとの認識のもと、引き続き、不登校の未然防止、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を目指し、取組の充実を重点的に図る。これまで実施してきた不登校担当者連絡会に加え、令和 8 年度より、不登校支援リーダー養成研修（年 1 2 回）を企画・実施する。不登校支援に関する専門的知識の獲得や、アセスメント力、プランニング力の向上を目指し、事例に基づく実践的な演習を通して、不登校支援に係る専門性を有した教職員の育成を図る。また、同研修時に活用したスライドを不登校担当教員等が校内研修等で活用できるよう「生徒指導ポータルサイト」に掲載する。 「校内教育支援センター」の機能の充実を図るため、令和 8 年度は、重点 5 校区に不登校等支援員を増員するとともに、小学校の当センターの環境整備を進め、組織的な不登校支援を強化する。 また、不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした自立活動を推進する不登校支援プログラム「あつまれ エスぺのもり」については、外部人材の活用や保護者がつながる場を設定するなど内容をさらに充実させ継続して実施する。	教育指導課・教育センター
29	(4)生徒指導の推進	③体罰や高圧的な指導によることなく、深い児童生徒理解を基盤とした粘り強い指導や支援を通して、児童生徒との信頼関係を構築し、自己指導能力を育成するとともに、全ての児童生徒が安全に安心して学ぶことができる環境を確保する。	各学校で「問題行動への対応指針」を活用するとともに、生徒指導ヒアリングを実施し、各学校の生徒指導に関する対応について指導・助言を行った。	○ (達成)	各学校で、学校の実態に応じた対応指針を作成し、活用できた。また、年間 2 回の生徒指導ヒアリングを実施し、各学校の状況を把握するとともに、学校の取組や生徒指導に関する対応について指導・助言を行い、児童生徒が安心して学ぶことができる環境作りを推進した。	無	発達障がいなど配慮や支援が必要な児童生徒の中には、いじめの加害や被害になったり、また不登校などの課題を抱える場合が多いことから、教員が児童生徒の課題や特性を理解した上で、生徒指導を行うことができるよう学校支援を行う。 教職員に生徒指導提要の趣旨の浸透を図り、学習指導と生徒指導の関連を図りながら、教職員と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係づくりを進めるなど、内面的な成長を支える働きかけを行う。	教育指導課

○重点目標１－３ 健やかな体の育成

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和７年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
30	(1)安全教育の充実・推進	①学校安全の３領域「生活安全」「災害安全」「交通安全」に係る教育を学校安全計画に基づき計画的に実施する。	学校安全の３領域を網羅した安全教育副読本「たかつき安全NOTE」を活用しながら系統的・体系的な安全教育を実施した。 学校安全の３領域の観点から作成した「校区安全マップ」を全児童生徒に配付するとともに、安全教育・安全指導に活用した。	○ (達成)	「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用を通じて、学校安全の３領域についての児童生徒の理解を深めることで、児童生徒の安全に関する資質・能力の向上を図った。 また、各学校が作成した学校安全計画に対し、学校安全の３領域が網羅的に実施される計画となっているか、確認及び指導・助言を行った。	【11】	「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の積極的な活用を推進し、学校現場での一層の普及に努めていくとともに、発生する課題等を抽出・分析し、さらに効果的な活用が図れるよう継続的に取り組んでいく。 また、セーフティプロモーションスクール認証校区の取組成果を中心に、「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用好事例を収集し、学校安全推進責任者会議等を通じて周知、普及することで、各学校における安全教育のさらなる充実を図る。 加えて、学校安全計画において、安全教育が適切に位置づけられ、実施されているか確認を行う。	学校安全課
31	(1)安全教育の充実・推進	②災害発生時等に自他の安全のために主体的に行動し、地域の安全にも貢献しようとする態度を養うため、より実践的な避難訓練に取り組む。	災害発生時に児童生徒が主体的に行動する態度を養うために、各学校で非常時を想定したより実践的な避難訓練（授業時間以外の災害発生想定、NHKの緊急地震訓練速報CDを活用した訓練、児童生徒に予告せずに訓練、負傷者の発生を想定した訓練等）を実施した。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議を通じて、実践的な避難訓練のポイントや好事例等の周知を図った。 各学校においては、授業時間以外の想定での避難訓練や、NHKの緊急地震訓練速報CDを活用した訓練、負傷者の発生を想定した避難訓練、児童生徒に予告をせずに実施する避難訓練など、現実には発生しうる状況を想定した避難訓練を企画・実施するとともに、訓練に際し、児童生徒へ「たかつき安全NOTE」を活用して事前・事後指導を行うなど、避難訓練から得られる学びを高める取組を行った。	【12】	セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校で蓄積した実践的な避難訓練の好事例や外部講師による研修等を、学校安全推進責任者会議や公開避難訓練等を通じて広く発信していくことで、各学校の避難訓練の改善及び充実へつなげていく。	学校安全課
32	(1)安全教育の充実・推進	③教職員の学校安全に関する意識や指導力を高める。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルや学校安全計画を見直すための知識や技能の習得、セーフティプロモーションスクール認証校区の取組等の発信を通じ、各学校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議において教職員の学校安全に関する知識や技能について育成を図ったほか、６月の「子どもの安全確保推進月間」には、教職員による学校施設・設備の総点検や、大阪府北部地震を風化させないための防災教育の実施等を通じて、教職員の安全意識の高揚に努めた。また、各学校の学校安全推進責任者に対し、セーフティプロモーションスクール認証校による校区安全マップを活用した総合的な学習の時間を公開することを通じて、安全教育について新たな知見を提供した。 校長研修では、本市における過去の主な学校事故・災害についての学び直しを行うとともに、外部講師による研修を通じて、学校を取り巻く危機事象及び危機に備えるための校長の役割・心構え等について学びを深めた。 教頭研修では、大阪府北部地震発生時の寿栄小学校における学校事故の対応について、現場での実体験及び得られた知見の共有を行うとともに、他県で発生したブール事故事例を通じて、学校安全の在り方についてワークショップ等を行い、それぞれの考えを深めていく機会の提供を行った。 加えて、熱中症事故や水難事故等、季節性を伴う事故や災害の防止に向けて、各種注意喚起通知を学校に発出し、事故の未然防止に努めた。	【13】	引き続き、学校管理職との情報共有及び学校安全推進責任者会議や教職員向けの研修を活用し、教職員の安全に関する意識・知識の向上を図る。 また、各学校に持ち帰った成果を現場で着実に活用させるための適切な支援を行い、児童生徒の実態に応じた展開していく。	学校安全課
33	(2)健康教育の充実・推進	①健康に関する知識を身に付けることや健康な生活を実践することについての資質・能力を育成する。	教育課程ヒアリング時に体育科・保健体育科の年間計画を確認するとともに、発達段階に応じた資質・能力を身に付けられるよう指導・助言した。	○ (達成)	体育科・保健体育科において、実生活に則した事例を基に、事例と自分の生活を結びつけた知識の理解を深め、自他の健康に関心を持ち、生涯を通じて健康の保持増進や回復に向けて主体的に取り組むことができるような指導内容や指導方法の工夫改善を進めることができた。また、医師や看護師などの外部講師を招聘したがん教育について情報提供を行った。	無	引き続き、学習指導要領の体育科・保健体育科に示された健康の保持に関する内容を児童生徒が確実に習得できるようにするとともに、社会の変化に伴う新たな健康課題の解決に向け、心の健康や生活習慣病などの予防についての内容を充実させるよう、指導・助言を行う。	教育指導課・保健給食課
34	(2)健康教育の充実・推進	②望ましい食生活を身に付けるために、調理実習や農業体験等の体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、地域や家庭と連携し、食に関する指導を実施する。	各学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、計画的に取り組むよう指導・助言を行った。農業関係者等の協力を得ながら、農業体験学習を推進した。	○ (達成)	「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育全体を通じて、地域や家庭と連携し、食に関する指導を推進することができた。また、農業体験学習を通じて、農業や環境に対する理解を深め、食に関する興味関心を高めることができた。	無	引き続き、児童生徒の実態を踏まえつつ、体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、各学校が、家庭や地域と連携・協力しながら指導ができるよう指導・助言を行う。	教育指導課・保健給食課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
35	(2)健康教育の充実・推進	③食を大切にする心の育成や食に関する正しい知識の習得、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進する。	地元産の米や野菜などを学校給食に使用することで、地産地消の取組を推進した。	○ (達成)	週 3 回を目安に、地元産米を使用した米飯給食を実施した（年間使用量 244,860kg）ほか、地元産米を使用した米粉パンを年 2 回提供した。また、地元農家の協力を得て、地元産野菜（じゃがいも、たまねぎ、大根、干ししいたけ）を学校給食に使用した（年間使用量約 5,892kg）ほか、「高槻農産物の日」として、全小中学校で地元産野菜を提供する日を設け、児童生徒の高槻の農業への関心を高めることができた。 そのほか、市立小中学校の給食費無償化を継続し、家計負担の軽減を図りながら安全・安心な給食を提供するとともに、給食を通じて教育の一環である食育を推進することができた。	【14】 〈1～2〉	引き続き、地産地消の取組及び給食の無償化を継続し、食育の推進に努めていく。	教育指導課・保健給食課
36	(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の各種データをもとに、児童生徒の体力や運動習慣の実態を把握し、授業改善と総運動時間の確保に向けた取組を通じて、子どもの体力の向上に関する組織的・継続的な検証改善サイクルを確立する。	体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。	△ (概ね達成)	調査結果等各種データを元に各学校における児童生徒の体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。また、小中学校が連携し、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することができる授業づくりや、特別活動など学校教育活動全体を通じた体を動かす機会の充実を図った。 令和 7 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和 6 年度）と比較して体力合計点が、小中学校の男女で下回る結果となっている。小中学校の男女とも全国平均と比較して低い状況にあり、児童生徒の体力については継続した課題となっている。	【15】	これまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を踏まえ、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりや、学校教育活動全体を通じて運動機会の充実を図る必要がある。具体的な取組として、3 つのモデル中学校区（阿武野中、五領中、阿武山中）においてデジタルアプリを導入し、小学 3 年生から中学 2 年生までのデータを活用し、専門家による分析や改善方策を検討するとともに、体育科、保健体育科の授業を中心とした、運動意欲の向上や、生涯にわたる運動習慣の確立に取り組む。 体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と、活動内容に応じた事故防止対策を講じる。	教育指導課
37	(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	②体育科、保健体育科の授業においては、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することにより、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう指導する。とくに、安全に留意する態度の育成を図る。	体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が、安全に留意しつつ、運動の楽しさや喜びを実感することができるような授業づくりを行うよう、指導・助言を行った。 水泳授業の実施に関し、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について検討を行った。	△ (概ね達成)	これまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ体育指導の研修を実施するとともに、市教育研究会体育部会・保健体育部会による研究活動との連携のもと、安全に留意し、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力の育成を目指し、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりに取り組んだ。その結果、同調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、「楽しい」と回答した児童生徒の割合は、中学校の男子は前回調査（令和 6 年度）と比較して上昇したものの、依然として全国平均より低い状況にある。 水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者を活用した水泳授業について小学校 2 校において試行実施を行うなど、水泳授業の在り方について検討を進めた。	【16】	体育科の小中連携加配教員配置校（令和 8 年度は、阿武野中、五領中、阿武山中）については、体力向上に係るモデル中学校区に指定するとともに、その取組事例を全校に発信することで、体力向上の取組を推進する。 民間事業者を活用した水泳授業について、令和 8 年度は小学校 1 0 校において試行実施を行い、引き続き水泳授業の在り方について検討を進める。	教育指導課・教育総務課・教育政策課
38	(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	③児童生徒の運動習慣を育むため、特別活動や運動部活動等、学校教育活動全体を通じて、体を動かす機会の充実を図る。	児童の体力向上と運動やスポーツに親しむ意欲を育むため「小学校なわとび検定」を実施した。また、中学校における部活動の活性化を図るため、中学校総合体育大会を開催した。	△ (概ね達成)	「小学校なわとび検定」を 2 5 校で実施するとともに、中学校総合体育大会には、市内公立中学校（1 8 校）と私立中学校（4 校）の計 2 2 校が参加した。令和 7 年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和 6 年度）と比較し、1 週間の総運動時間について、中学校の男子は上回る結果となった。	【17】	「小学校なわとび検定」を実施するとともに、中学校総合体育大会を開催する。また、モデル中学校区（阿武野中、五領中、阿武山中）での取組の成果を全校に周知するとともに、各学校において、特別活動など学校教育活動全体を通じた体を動かす機会の充実が図られるよう指導・助言を行い体力向上の取組を推進する。	教育指導課
39	(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	④体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と活動内容に応じた事故防止対策を講じる。	体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が安全に体育活動ができるよう、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行う。	○ (達成)	体育の指導に係る教員に対して学校安全研修を開催し、体育活動における安全指導について、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行った。「高槻市学校事故調査委員会」答申（令和 3 年 1 2 月 2 4 日）の内容を踏まえ、安全に配慮した指導の徹底について周知を行った。	無	引き続き、体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が安全に体育活動ができるよう、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行う。	教育指導課
40	(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	⑤児童生徒の健やかな体を育成するため、家庭や地域との共通理解を深め、協働した指導の充実を図る。	中学校では専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣するとともに、武道を安全かつ円滑に実施するため、各学校に外部講師を配置した。	○ (達成)	中学校の部活動の活性化を図るため、専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣した。武道を安全かつ円滑に実施するため、中学校 1 校に外部指導者を配置し、教員と連携して指導計画を立て授業にあたった。 中学校部活動の地域展開については、「部活動の在り方に関する庁内検討会議」で検討を進め、2 種目 4 校において休日の地域クラブ活動を試行的に実施した。	無	中学校部活動の地域展開について、令和 8 年度は 2 種目 6 校において、休日の地域クラブ活動を試行的に実施する。 接続可能な環境を段階的に整備することで、生徒の豊かなスポーツ、文化芸術活動の実現を図る。	教育指導課・教育政策課

○重点目標2－1 学校力の向上

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和7年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
41	(1)安全・健康 対策の充実・推進	①学校施設の老朽化対策に加え、求められる教育施策への対応、家庭・社会環境の変化、近年の猛暑等の自然環境に適した質的向上を図る整備を計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保する。	校舎改修は老朽化の進行度合いを確認し、年度計画に基づき改修を進めた。 トイレ整備は全校への洋式・乾式化を推進した。 エレベーター設置は障がいをもった児童生徒の入学・在学状況から、優先度合いの高い学校への設置及びそれに伴うバリアフリー化を進めた。 体育館空調については、令和5年度から令和7年度までの3年間でのエアコンの全校設置を目指し整備を行った。	○ (達成)	校舎改修・トイレ整備・エレベーター設置にかかる改修工事及び実施設計等を行い、施設の老朽化対策の推進や安全で快適な教育環境の充実に努めることができた。 体育館空調については、小学校20校、中学校7校にエアコンを設置し、全校設置を完了することができた。	【18】 〈1～7〉	本市の学校施設は昭和40年代に建設されたものが多く、老朽化が進行している。そのため、令和元年度に策定した「学校施設整備方針」に基づき、学校等施設の長寿命化を図るとともに、コスト縮減と教育環境の充実との両立を目指し、事後保全から予防保全への転換を図っていく。 校舎内のトイレ整備については、洋式・乾式化の一層の推進を図る。 エレベーター設置は引き続き、障がいをもった児童生徒の入学・在学状況から、優先度合いの高い学校へ設置を進める。 教室空調については、今後も老朽化するエアコンの更新と新たに必要となる教室への設置を図っていく。	学校安全課
42	(1)安全・健康 対策の充実・推進	②学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実させ、整備要望や危険箇所に対し、関係者と連携し安全確保を図る。	教職員が実施する施設点検について、学校安全推進責任者会議での説明や希望校でのワークショップの実施を通じて、より一層の安全確保を図った。 小学校に警備員の配置を行い、学校と連携し、児童在校時における安全確保に努めた。 登下校時の児童の安全確保のため、小学校区における幹線通学路の整備要望及び「通学路の危険箇所連絡窓口」に寄せられた情報について、関係機関と連携し、現地調査等を踏まえ所要の改善・調整を行った。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議での説明やワークショップでの学びを通じて、教職員による点検がより適切なものになった。 警備員を配置したことによって、在校時の児童の安全確保を図り安全な学校環境を維持することができた。 通学路の安全確保については、「通学路安全プログラム」のもと、関係機関との連携を深化させながら、課題の解消に向けて粘り強く取組を進めることができた。	【19】	引き続き、教職員と連携した施設点検の体制構築に向けて取り組む。 小学校への警備員配置は不審者侵入防止対策の要として機能しており、引き続きの配置を行うとともに、小中学校の不審者侵入防止に関する設備面も含めた安全管理の在り方について、検討を進めていく必要がある。 通学路については、「通学路安全プログラム」のもと、一斉点検調査等の取組を進め、保護者や地域住民、関係機関等との連携の中で、より一層の安全確保の推進に努めていく。	学校安全課
43	(1)安全・健康 対策の充実・推進	③中学校区グランドデザインに学校安全の取組を位置付け、中学校区内での取組を推進する。	学校安全推進責任者会議において、中学校区ごとに学校安全の取組を意見交換するワークショップを実施した。 中学校区内の学校間で、学校安全に関する連携を行った。	○ (達成)	中学校区ごとに学校安全計画の見直しやマトリクス表の作成、グランドデザインにおける学校安全の位置付けについて意見交流を行うことで、中学校区内における学校安全についての考え方を共有することができた。 また、中学校区内の学校間で、安全担当者間の連携会議や、教職員訓練の見学や協働的な実施等を行うことができた。加えて、安全協働学区の認証を受けている第三中学校区における学校安全の取組において、中学校区の学校間連携による取組の充実や、コミュニティ・スクールの枠組みを活用した地域が主体となった熟議の実施など、学校と地域、保護者、関係機関が連携、協働した取組の推進が図られるよう支援することができた。	【20】	引き続き学校安全推進責任者会議において中学校区ごとに学校安全の取組を意見交換するワークショップを実施するとともに、中学校区内の学校間の安全連携を推進する。 また、安全協働学区において、学校安全の取組が学校、地域、関係機関が協働し、課題解決に向けた取組が推進されるよう、引き続き、支援する。	学校安全課
44	(1)安全・健康 対策の充実・推進	④学校安全推進責任者を中心とした組織的取組を推進し、より実行性のある学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの定期的な見直し等を行い、学校の安全体制の強化を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルや学校安全計画を見直すための知識や技能の習得や、セーフティプロモーションスクール認証校区の取組等の発信を通じ、各学校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。(再掲) 各学校から提出された学校安全計画及び危機管理マニュアルの確認を行い、各学校の実態に応じた形への改訂作業を支援した。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議において教職員の学校安全に関する知識や技能について育成を図ったほか、セーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区での様々な危機事象に対する対応訓練を、各学校の教職員へ公開することで、実践的な知見の普及と危機管理マニュアルを組織的に見直す機会を提供することができた。 また、各学校の実情を踏まえて改訂を行った危機管理マニュアルに対し指導・助言を行うことで、より多角的な目線で検証がなされた危機管理マニュアルを備えることができた。	無	セーフティプロモーションスクール認証校区の取組や学校安全に関する取組状況調査の結果から得られた知見を各学校に拡げていくことを通じて、学校全体の学校安全に係る水準の向上を図っていく。 また、各学校の危機管理マニュアルを、実態に応じた形での活用を推進するとともに、学校安全計画に、学校安全の3領域の取組が適切に位置づけられ、実施されているか確認を行う。	学校安全課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和7年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
45	(1)安全・健康 対策の充実・推進	⑤セーフティプロモーションスクール認証取得に係る取組から得られた知見を各学校に普及し、市全体の学校安全に係る水準の向上を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルの改訂についての考え方や学校安全計画の見直し方等の発信を通じ、各学校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。(再掲) 学校安全の推進に必要な物品等を購入するための予算を各学校に配当し、その実施を支援した。	○ (達成)	セーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区の小中学校が、学校安全推進責任者会議において、自校の学校安全の取組を発信することで、各学校へセーフティプロモーションスクールの取組成果を普及することができた。 各学校の実情を反映させて改訂した危機管理マニュアルに対し指導・助言を行うことで、より多角的な目線で検証がなされた危機管理マニュアルを備えることができた。 セーフティプロモーションスクール認証校の知見を反映して各学校が作成した学校安全計画に対し、学校安全の3領域が適切に位置付けられ、実施される計画となっているか、確認及び指導・助言を行った。 学校安全推進責任者会議で示されたセーフティプロモーションスクール認証校の活用物品を参考に、各学校が自校の状況を踏まえた学校安全に関する物品を購入し、活用することができた。	無	今後も学校安全推進責任者会議や各種研修において、セーフティプロモーションスクール認証校の取組から得られた知見を各学校へ広げていくことを通じて、学校全体の学校安全の水準の向上を図っていく。 また、セーフティプロモーションスクール認証校の取組成果の普及を受けた学校の実践について、好事例を発信していく。 第三中学校区における地域と協働した取組による、グランドデザインに基づく学校安全に係る取組成果を集約し、各学校への発信に努める。	学校安全課
46	(1)安全・健康 対策の充実・推進	⑥感染症の感染拡大を防止するため、適切かつ迅速な対応に努める。	国や府の方針等を注視し、各学校や保健所等の関係機関と連携しながら、感染拡大防止に努めた。	○ (達成)	国や府からの通知に基づき、適切な感染対策を実施したことで学校内での感染抑制につながった。また、在校生の健診や就学前の健診においても、感染防止対策を施しながら適切に実施することができた。	無	引き続き、保健所等の関係機関と連携しながら情報を共有し、国や府からの通知に基づいた適切な感染対策の実施に努めていく。	教育指導課・保健給食課
47	(1)安全・健康 対策の充実・推進	⑦学校環境衛生基準に基づく検査を実施する等、安全な環境の維持に努める。	各小中学校において、学校保健安全法に基づく教室の温度や湿度、プールの水質検査等の環境衛生検査を実施し、環境衛生管理の徹底に努めた。	○ (達成)	学校環境衛生基準に基づく検査として、教室等の空気検査、温度検査、飲料水検査等を実施したほか、総トリハロメタン濃度検査を含むプール水質検査等を実施することで、健康的で快適な学習環境を維持した。	無	引き続き、学校環境衛生基準に基づく検査を実施し、環境衛生管理の徹底に努めていく。	保健給食課
48	(1)安全・健康 対策の充実・推進	⑧学校給食における食中毒を防止するため、調理場のドライ運用を徹底する。	各調理場において、衛生管理マニュアルに基づいた運用を行うことにより、細菌等が繁殖しにくい低湿な環境を保つよう努めた。	○ (達成)	衛生管理マニュアルに基づいた運用を継続して行い、細菌等の繁殖を抑えるなど衛生管理を徹底することで、安全・安心な学校給食の提供につながった。	無	引き続き、衛生管理マニュアルに基づく指導を継続し、調理場における衛生管理の徹底に努めていく。	保健給食課
49	(1)安全・健康 対策の充実・推進	⑨安全・安心な給食を実施するため、食物アレルギー対応に関する指導を徹底する。	各小中学校において、食物アレルギー対応マニュアルや学校生活指導管理表等に基づき、誤食の防止の徹底やアレルギー発症時の適切な対応に努めた。	○ (達成)	アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者には、毎月献立表と物資配合割合表を配付し、アレルギーの原因食品を含むメニューが配食されないように努めた。また、「鶏卵、うずら卵、牛乳」の3品目については、調理段階で取り除いたものを個別の容器に入れて提供する除去食を実施したことで、安全・安心な学校給食の提供につながった。	無	引き続き、アレルギー対応マニュアルに基づく指導を継続し、安全・安心な学校給食の実施に努めていく。	保健給食課
50	(2)学校の組織力の向上	①校長がマネジメント力を発揮し、各教職員の専門性を生かした組織運営や、外部の人材等を活用した学校運営を推進する。	学校の教育活動を充実するために、教職員の専門性を生かしつつ、専門的な外部人材を活用した学校運営ができるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	教育課程の届出に合わせて、全校の校務分掌の状況を確認した。またそれをもとに教育課程ヒアリングにおいて全校を訪問し、学校の課題に応じた校内組織体制の構築に向けての指導・助言を行った。	無	校長が、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容等を教科等横断的な視点で組み立てるとともに、授業や行事等の教育活動の進捗状況等を振り返り、その改善を図りながら、組織的かつ計画的にカリキュラム・マネジメントを行うことができるよう、指導・助言を行う。	教育指導課
51	(2)学校の組織力の向上	②首席・指導教諭やミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営を推進する。	首席会を年間5回(集合3回、オンライン2回)実施し、首席として期待される役割や目標達成に向けた組織運営の在り方等の研修を行った。指導教諭等と経験の浅い教員をコーディネートし、授業力の向上への助言を行うなど相談体制の構築を図った。	○ (達成)	首席については、職務を理解し、ミドルリーダーとして何をすべきかが浸透してきている。 指導教諭については、指導内容がそれぞれ異なるが、経験の浅い教員と関わることで、指導力を向上させると同時に、指導教諭自身が理論と実践について考える機会となっている。	無	首席については、首席会を定期的に実施し、学校の核となる存在として、より課題意識をもって学校運営に参画できるようにする。将来的な管理職選考を見据え、学校運営に必要な資質・能力の向上を目指す。 指導教諭については、経験の浅い教員に対し、相談体制を充実させる。加えて、教育センター主催の研修で講師を務めるなど、専門性を生かした活動のさらなる活性化を図る。	教職員課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
52	(2)学校の組織力の向上	③共同学校事務室を通じて、学校事務の水準の維持・向上を図り、学校事務職員が学校運営に積極的に参画できる組織運営を推進する。	共同学校事務室として、事務支援センターを拠点としながら、学校事務・業務に係る全市的な課題に対応するため、研修及び学校事務効率化等の支援・改善を実施した。	○ (達成)	共同学校事務室体制のもと、6 中学校区ごとの「ブロック」や2 中学校区ごとの「分割ブロック」を活用した共同実施による相互支援によって、「質の向上」「ミスや不正の防止」「人材育成」の追求を図ることができた。共同学校事務室体制3 年目として、これまでの成果と課題を検証し、体制変更につなげた。次年度、「主査」以上の事務職員がブロック長として活躍する体制とし、ミドルリーダー育成につなげていく。また、統括する事務支援センターやブロック長の入れ替わりも視野に入れ、円滑に引き継げるような人事配置を目指した。	無	共同学校事務室を活用し、共同学校事務室支援センター及びブロック長・副ブロック長を核にしながら、市内全体の事務職員を指揮・指導し、事務職員が学校運営及びブロック単位で主体的かつ自立的に活躍できることを目指す。そのためにも、改善すべき点は解消し、事務職員が本来担うべき業務を精査しながら、共同学校事務室の持続可能な在り方について研究を進めたい。	教職員課
53	(2)学校の組織力の向上	④いじめ・不登校・虐待等の悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するため、多様な相談窓口や専門家による相談体制を整備する。	心理、ことばの発達など教育上課題のある児童・生徒、保護者などへの面接相談を臨床心理士等の専任の相談員が行った。また子どもと保護者の教育に関する不安や悩みについての電話相談を実施した。	○ (達成)	面接教育相談は2, 0 0 2 件で、主訴別相談件数では、「発達」に関するものが最も多く、次に「ことば」、その次に「不登校」に関する相談が続いた。「発達」に関する相談は、発達の課題によって、特別な支援が必要な子どもたちの子育てに係る相談が増えている。また、主訴を背景に課題が複数に渡る複合的な相談も増加している。面接教育相談の申し込みは、これまで電話でのみ受け付けていたが、より相談者が申し込みやすいように、1 0 月より市ホームページや教育センターホームページにて電子申し込みを活用した仕組みを整え、電子申し込みは1 6 件あったことからニーズはあると捉えている。 電話教育相談は1 6 1 件で、就学前から高校生までを対象とし幅広い相談が寄せられた。主訴別相談件数では「発達・ことば」「学校・教師」「子育て・しつけ」と続いており、年齢別に見ると、小学生に関する相談が多く寄せられ次いで中学生となっている。児童生徒本人からの電話相談が数件あった。 教育相談では、児童生徒本人や保護者にきめ細かく対応し、相談体制を充実することができた。	【21】	不登校や登校に不安を抱えている子どもをもつ保護者を対象とし、家族が不登校やひきこもりに関して理解する学習会、保護者同士がつながる場を企画・実施していく。また、今後も複雑・多様なニーズへの対応が増加することが考えられ、面接教育相談を利用する保護者の中には、学校との連携を希望されるケースや他機関との連携を必要とするケースがあるため、より一層、学校、関係機関等との連携を密にし、特に緊急を要する相談については迅速な対応を行っていく。	教育センター
54	(2)学校の組織力の向上	⑤子どもや保護者等の教育上の不安や悩みを解消・軽減するため、専門家による面接相談や電話相談、関係機関との連携等を充実する。	全中学校区に加え、小学校全校にスクールカウンセラーを配置した。 また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を行った。 いじめをはじめとした様々な事案への対応をよりの確に行うため、教育委員会事務局内に法務相談体制を整備した。	○ (達成)	全中学校区に加え、小学校全校にスクールカウンセラーを配置し、その他必要に応じて緊急派遣を行うなど、学校での教育相談体制の充実を図ることができた。 教育委員会に配置のスクールソーシャルワーカー（令和6 年度に3 名から6 名に増員）により、学校及び保護者の支援を図った。支援件数の増加のみならず、学校等で行うケース会議や、不登校対策会議等の校内会議への参加が大幅に増加し、専門性を生かした学校への支援を行うことができた。 令和7 年度より教育委員会事務局内に法務相談体制を設置した。指導主事の専門的知見に加えて、事案の初期対応の段階から法務の専門的な立場から、学校事案の対応や課題の整理を行うことで、よりの確な学校への支援につながった。	【22】	学校や教育委員会への繰り返される要求や、いじめ重大事態への対応、学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。教育委員会事務局内に設置した法務相談体制について、よりよい仕組みとなるよう引き続き検証・改善を行う。 保護者にとって初期の相談窓口となる学校での教育相談体制を充実させることができるよう、不登校等対応の核となる教員の専門性の向上を支援するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのケース会議等への参加について、さらに促進していく。	教育指導課
55	(2)学校の組織力の向上	⑥教職員の働き方改革を推進し、学習指導・生徒指導を充実させるなど、教育活動を効果的に行うことができるよう、教員の業務の質的転換を図る。	校務支援システムの効果的な運用に向けて、管理と改善を図ることで教職員の働き方改革を推進する。 教員が学習指導・生徒指導に注力できる環境整備のため、教員業務支援員を配置した。	○ (達成)	校務支援システムを活用し、勤怠管理・時間外勤務時間の把握等、教職員の働き方改革を推進している。校務支援システムについては、教職員の負担軽減につながるよう、開発企業とも随時会議をもち、システムの改修を継続的に行っている。 教員業務支援員を中学校1 8 校、小学校6 校に計2 4 名配置し、教職員の業務軽減を図った。教員が教材研究や児童生徒と向き合う時間を確保できるようになったことで、精神的なゆとりが生まれ、職場環境の向上につながった。	無	令和8 年度は、教員業務支援員を大幅に増員し、5 8 校に配置する。これにより教員の負担を軽減し、教員が本来担うべき学習指導や生徒指導に注力できるよう、学校の環境整備を行っていく。同時に、教頭マネジメント支援員を中学校2 校に配置し、教頭の業務軽減についても進めていく。 また、3 月策定の「高槻市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、教職員の業務量管理・健康確保に努め、働き方改革を推進していく。	教育指導課・教職員課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
56	(2)学校の組織力の向上	⑦個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び高槻市学校教育情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、学校園が作成・保管する個人情報の保護及び公文書等の適切な管理を徹底する。	高槻市学校教育情報セキュリティポリシーを徹底し、最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する知識の取得を目的として、校内担当者、新規採用教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。	△ (概ね達成)	教育センター主催の「情報教育担当者会」において、情報セキュリティ対策の徹底について周知を図った。 オンライン授業の実施においては、「オンラインを活用した学びの保障等に関する留意事項について」に基づき、個人情報保護を行ったうえで実施した。 新規採用教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。また、高槻市学校教育情報セキュリティポリシーに基づき各学校の情報セキュリティ状況を確認するため、自己点検を実施し情報セキュリティの啓発に努めた。一方、個人情報漏えいに係る事務処理ミスが数件発生し、対策を行った。	無	年 4 回の情報教育担当者会を通じ、情報セキュリティの研修を行うことで、校内への周知に努める。経験の浅い教職員の認識不足による個人情報等の不適切な取扱につながらないよう、各学校においては、毎年定期的に研修を実施するよう指導する。 情報セキュリティに関して、教職員に対して社会動向の変化に対応した研修を実施する。また、今後も個人情報漏えいや情報セキュリティインシデント（情報が危険にさらされる危機）は、起こり得るものとの観点で、引き続きシステマ的対策、人的対策の強化に努める必要がある。	教育政策課・教育総務課・教育指導課・教育センター
57	(3)教職員の資質・能力の向上	①「高槻市教職員研修方針」に基づき、経験の浅い教職員、ヤングリーダー、ミドルリーダー、管理職等各キャリアステージに応じた教職員研修や、本市の教育課題に即した教職員研修を効果的、計画的かつ体系的に実施することで、「学び続ける教職員」を支援し、教職員の資質・能力の向上を図る。	不登校、体力向上、教育相談等に関する研修についてシリーズ化して実施するとともに、各キャリアステージに応じた研修を計画・実施した。また、研修の実施に際して、事前課題の動画視聴を求めるなど、教職員がより主体性を持ち研修に臨めるよう工夫を行った。 共同研究推進担当者は、自校だけでなく、校区で児童生徒につけたい力を見据え、各学校へのヒアリングも行いながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を実施した。 学習指導拠点校区として、学習指導の改善について研究を行い、その成果を普及することで市内教員の指導力向上を図った。（一部再掲） 人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」を活用した。	○ (達成)	初任者研修（1 年次）2 0 回、フレッシュ・スキル研修 7 回、フレッシュ・教師力研修 1 2 回、管理職研修 1 2 回、教務主任等研修 5 回の他、授業力の向上に向けた研修、教職員のキャリアステージや職能、教育課題等に応じた研修を企画、実施した。（オンライン研修含む） 教育センター研究校からの依頼を中心に、学校訪問による校内授業研究支援を延べ 3 1 3 回実施し、3, 4 4 1 人の教職員が参加した。教育センターにおける研修と合わせると、実施回数は 5 4 4 回、参加人数は 1 2, 9 3 6 人であった。 教職員が研修に参加しやすいよう対面研修を中心としながらも、遠方の講師によるオンライン研修や、都合の良い時間に繰り返し見返すことができるオンデマンド研修等を効果的に組み合わせ、教職員の資質・能力の向上を図った。また、研修講師や研修内容など詳細な情報を含めた研修案内を、全ての教職員が見やすいよう、メールで送付することで、研修参加の意欲を高めた。 共同研究推進担当者会では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について、校区での交流や対話の時間を多く設定し、各学校の取組や実践を振り返る機会を設定した。9 月の担当者会では学習指導拠点校区の授業を参観し、事後協議を行った。また、共同研究推進担当者会と連動して、授業研究連続講座を 5 回実施し、さらに学びを深める機会を設けた。 教育センターと共同研究を行う学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、学習指導についての研究を進めた。校内に全教職員が複数のグループに分かれて授業研究を行う「研究班」を組織し、教育センターの指導主事も授業参観や意見交換を行うことで、互いに学び合う関係の構築や、授業力の向上につなげることができた。 1 2 月の研究発表会では、第一中学校区の各学校を会場として授業公開し、市内教員に取組を発信した。 人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」の活用・推進について、校長会や人事ヒアリングで教職員への周知を依頼した。本システムにより、令和 7 年度は 2 名が市内異動した。 不祥事根絶、不祥事防止に向け、5 月に大阪府教育庁教職員室教職員人事課より講師を招き、管理職対象の研修を行った。加えて、7 月～8 月の期間、全教職員対象、悉皆研修としてオンデマンドによる研修を行い、資質・能力向上を図った。	【23】 〈1～2〉	キャリアステージや職責に応じた教職員の資質・能力向上のための研修の充実に向け、今後、以下の 5 点に重点を置いて取り組む。 ・経験年数の浅い教職員の基礎・基本的な資質・能力の獲得 ・首席、教務主任、指導教諭等、次世代の管理職対象となる教職員の資質・能力の向上 ・学校経営や人材育成を担う管理職研修の充実 ・不登校支援の専門性をもつ教員を養成する、不登校支援リーダー養成研修の実施（令和 8 年度、全 1 2 回） ・次期学習指導要領の方向性を踏まえた学習指導の充実 学習指導拠点校区と、市内全小中学校の研究担当教員による共同研究推進担当者会の取組を連動させ、市内全小中学校の授業研究が進化する仕組みを整備することで、市内教員の指導力向上を図る。 各学校の教育目標を達成すべく、適材を適所に教職員を配置し、人事を通じて、教職員の力量を高めていく。公募による人事異動を行う「トライシステム」の活用を促し、校種間の人事交流や、人材育成を促進する。 教職員の服務規律の徹底を図るべく、今後も様々な機会を活用し、不祥事根絶、不祥事防止に向けて取組を進める。加えて、令和 8 年 1 2 月 2 5 日に施行予定のこども性暴力防止法についてもについても国の動向を注視し、適切に対応していく。	教育センター・教職員課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
58	(3)教職員の資質・能力の向上	②研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、相互に資質能力を高め合う職場環境づくりを進める。	研修受講履歴の記録を活用して、管理職が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、自覚と責任を持ち、自らの専門性を高めていくことができるよう取り組んだ。	○ (達成)	令和 6 年度より本格実施をしている研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が個々の教職員に研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことができるよう組織的に取り組んだ。教職員の資質・能力の向上に向けた研修計画を作成し、各学校への情報提供を行ったり、各学校の授業研究の取組を支援したりすることで校内で学び合う職場環境づくりを支援した。教職員が自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、参加者自身が研修の振り返りを行うことで学びを深められるようにした。	無	研修受講履歴の記録を活用して、管理職が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、自覚と責任を持ち、自らの専門性を高めていくことができるよう取り組む。キャリアステージに応じて主体的に研修に参加できるように、育成指標を掲載するなど教職員研修一覧を工夫する。	教育センター
59	(4)教育環境の整備	①より質の高い I C T 教育の実現に向けて、I C T 機器を適切に維持管理し、計画的に更新する。	老朽化に伴う機器更新を行った。 教育ネットワークシステムの更新を行った。 オンラインによる会議や研修の実施のほか、児童生徒間の交流の実施等、I C T を効果的に活用した取組を行った。	○ (達成)	各学校において、オンラインによる中学校区の教職員の会議や研修、児童生徒間の交流など様々な場面で、I C T 機器の効果的な活用が浸透している。また、夏季教育セミナーでは、高槻城公園芸術文化劇場での全体会を、各学校でも見られるようオンライン配信を行った。 児童生徒の 1 人 1 台端末については、小学校分の更新を行った。 G I G A スクール構想により大きく変化した学校 I C T 環境を、より効果的・効率的に利用できるよう、教育ネットワークシステムの更新を行った。	無	効果的に実施されているオンラインによる会議や研修、児童生徒間の交流について推進する。年 4 回の情報教育担当者会において、情報交換や好事例の共有により、各学校における教育環境の整備をさらに進めていく。 小学校普通教室に電子黒板を導入するほか、各種 I C T 機器について、計画的に更新を行う。 児童生徒の 1 人 1 台端末について、令和 8 年度に中学校分の更新を計画的に行う。 教育ネットワークシステムの安定稼働に努める。	教育政策課・教育センター
60	(4)教育環境の整備	②学校図書館の機能強化に向けて、計画的な蔵書の更新と環境整備を行う。	各学校の司書教諭等で構成される高槻市学校図書館運営協議会及び司書教諭連絡会で、学校図書館の整備充実のための各学校の取組を交流し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能強化を図った。	○ (達成)	学校図書館の環境整備としては、令和 5 年度から令和 8 年度の 4 年間を「学校図書シン 1 0 0 万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図った。また、令和 6 年度より、全中学校区に校区学校司書を配置したことで、司書教諭と学校司書が連携し、9 年間を見通した学校図書館を活用した教育の推進体制を構築できた。これにより、週 5 日学校図書館を開館している学校が増加するとともに、小中学校ともに年間貸し出し冊数が増加した。	無	連携型小中一貫教育の枠組みを生かし、全中学校区に配置の校区学校司書を、自校の学校図書館のみだけではなく、中学校区で効果的に活用できるように取組を進める。 学校図書館が、児童生徒がゆっくり一人で過ごしたり、年齢の異なる様々な人とのかかわりをもったりするなど、校内の「心の居場所」としている児童生徒も少なくない。児童生徒がいつでも本を手にすることができるよう開館日数を確保するとともに、タブレット、図書、辞典、新聞等の情報ツールのそれぞれの特長を生かした活用方法を学べる場となるよう環境整備を推進する。各学校における図書の選定・廃棄が適切に行われるよう、司書教諭連絡会において引き続き指導・助言を行う。 また、学校図書館と市立図書館のよりよい連携の在り方についても、引き続き研究を進める。	教育指導課
61	(4)教育環境の整備	③障がいにより配慮を要する場合には、児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援を受けることができるよう学習環境の整備を進める。	学校生活介助支援員、学習活動支援員の配置を行った。 また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して看護師免許を持つ医療的ケア活動支援員を配置した。	○ (達成)	障がいのある児童生徒の医療的なケアを含めた特別支援教育支援員を配置するなど、学校で過ごす上で合理的な配慮を要する児童生徒の生活面や学習面の支援を行った。 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、看護師の配置体制を整備し、小学校 1 校において、業者との看護師派遣契約により看護師配置を行うなど、よりよい医療的ケア実施体制を構築することができた。 通級指導教室において指導を受ける児童生徒のニーズが高まっていることから、小学校 5 教室、中学校 5 教室の増設置を行い、小学校は 3 5 校 4 0 教室、中学校は 1 4 校 1 6 教室を設置した。通級指導担当教員と、通常の学級の担任や教科担当教員が、日常的に連携して指導を行う体制を整えとともに、これまでの 1 対 1 の個別指導に加えて、児童生徒の状況に応じたグループ指導等、多様な指導形態により指導の充実を図った。	【24】 〈1～2〉	看護師免許を有する医療的ケア活動支援員の安定的な配置を行うため、業者との看護師派遣契約による看護師派遣の拡充を行うなど、より安定的な看護師の配置につながるよう研究を進める。 一人一人の障がいの状況に応じた学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備を進める。 通級指導教室については、令和 8 年度は全校に設置した（小学校 4 1 校 5 0 教室、中学校 1 8 校 2 2 教室）。新たに担当となる教員への支援を含め、市内全ての小中学校において校内の支援体制を整えとともに、多様な指導形態を取り入れながら通級による指導を充実させる。	教育指導課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
62	(5)小中一貫教育の推進	①これからの時代を生きる子ども達に必要な力を育む義務教育 9 年間の一貫性・連続性のある学習指導、生徒指導を推進する。	中学校区ごとに小中連携を推進する会議を設置するとともに、各学校に小中連携担当者を配置し、中学校区が連携した教育を推進した。 義務教育学校の設置に向けた取組について検討を行った。	○ (達成)	各学校において小中一貫教育を推進するための校務分掌を工夫し、連携会議や授業研究会を開催する等、学校間の相互理解と連携を図ることができた。 庁内職員で構成する高槻市学校教育審議会運営推進委員会において、義務教育学校の設置に向けた協議を行った。また、外部委員で組織される高槻市学校教育審議会において、中間報告を取りまとめ、本市における義務教育学校の設置の在り方について調査及び審議を行った。	無	校長のリーダーシップのもと、義務教育 9 年間の一貫性、連続性のある学習指導・生徒指導を推進する。 義務教育 9 年間の一貫性・連続性のある教育活動を通じて、児童生徒の学力向上や豊かな人間性の育成を目指すため、学校教育審議会からの中間報告を踏まえ、義務教育学校の調査・研究を行う。	教育指導課・教育政策課
63	(5)小中一貫教育の推進	②幼児教育等の連携や高等学校、大学等の「縦の接続」を強め、学校教育の充実を図る。	各学校に対し、異校種の学校と子どもの様子を交流するなど連携を積極的に行い、教育課程の編成や児童生徒理解に活かすように指導した。 小学校入学直後の生活を円滑にするために幼児期の教育と小学校の教育をつなぐ「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」を共有し発達の流れの理解に努めた。	○ (達成)	全ての小学校で幼稚園・保育所・認定こども園と、体験入学や入学に係る連絡会、連携会議、合同研修などを実施したり、全ての中学校で高等学校と、体験入学や進路に係る連絡会などを実施したりすることで、「縦の接続」を強めることができた。	無	隣接校種との連携を中心に、異校種との連携を進め、校種間の段差を低くするとともに、子どもの深い理解に基づいた教育活動を実施するよう指導していく。 「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」の共有と幼児期から学童期への発達や、遊びから学びへのつながりを共有し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努める。	教育指導課・保育幼稚園総務課
64	(6)「地域とともにある学校づくり」の充実・推進	①コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを活用し、学校・家庭・地域が連携・協働して子ども達に社会を生き抜く力を育む「地域とともにある学校づくり」を推進する。	これまでのコミュニティ・スクール導入に係るモデル中学校区の知見を活かして、全中学校区でコミュニティ・スクールの仕組みが、学校の教育活動に対して有効に機能するよう支援を行う。	○ (達成)	全中学校区に学校運営協議会を設置し、各中学校区 3 回の会議を通して、学校の方針や教育活動について、保護者や地域の方々の理解を得ながら、学校・家庭・地域の協働のもと、地域とともにある学校づくりを推進した。	無	全中学校区に設置したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が、学校・保護者・地域が連携・協働した教育の推進につながるよう支援を行う。また、これまでの各中学校区の取組が互いに共有され、活用することができるよう整備を行う。本制度の理解が進むよう、引き続き、保護者や地域の方などに、様々な機会を捉え働きかけを行う。	教育指導課
65	(7)幼児教育等の充実	①一人一人の発達課題に応じたきめ細かな指導の工夫に努め、幼児期にふさわしい生活の中で、子どもの自発性や主体性等を育む。	幼児理解を深め、環境を通して子どもの発達課題に応じた援助・支援を進める保育内容の充実を図った。	○ (達成)	特別支援巡回を活用し、個々の幼児の発達課題を加配教諭を含めたすべての職員間で共通理解し、一人一人に応じた丁寧な支援・援助につなげることができた。 さらに、幼児が友達と一緒に遊びを進め、自分から環境に関わり豊かな体験ができるよう、日々を振り返りながら環境の再構成や援助の工夫等、インクルーシブな保育内容の充実に努めた。	【25】	カンファレンスや事例研究などの園内研修を通して、子ども一人一人を多方面から捉え、姿・育ちや課題を共有し、遊びや身近な環境、豊かな体験を通して子どもの自発性や主体性等を育むよう努める。	保育幼稚園総務課
66	(7)幼児教育等の充実	②教育内容の充実と改善につながるようなカリキュラム・マネジメントに努める。	園内研修において計画的に教育活動を実践し振り返り、評価・改善を行った。	○ (達成)	カリキュラムを基に日々の記録を活かした週案会議を行い、公開保育や園内研修などを通して保育を振り返ることができた。また、保育の内容や指導の過程についての反省や評価を進めることで指導計画の改善に努めた。	【26】	園内研修の中で指導計画を見直し、環境の再構築や保育の充実に努めるとともに、幼児理解をより深められるよう、ともに教育内容の向上を図る。	保育幼稚園総務課
67	(7)幼児教育等の充実	③教職員の課題に応じた研究・研修の充実を図る。	経験年数に応じた研修に参加し、教職員の資質向上に努めた。	○ (達成)	経験年数やクラス運営などに応じた研修を受講し、実践で保育に生かしたり、研修内容を共有しあうことで保育力向上につながった。新規採用者は幼児教育アドバイザーと研修を重ねることで各個人の資質向上につなげることができた。	【27】	教職員が一人一人の子どもに応じた保育が展開できるよう、認識を深め、幼児教育・保育に対する基礎的理解を深めるとともに、力量を高めるための実践的な研修に取り組む。	保育幼稚園総務課
68	(7)幼児教育等の充実	④異年齢児学級保育の中で自尊感情・自己有用感等、豊かな心を育む。	各学年の発達過程、姿や実態を踏まえた中で、遊びや生活、環境を通して子ども同士が関わり、自他の違いを認識し、心が動かされる実体験を大切にしながら保育を行った。	○ (達成)	異年齢で日々生活する中で、遊びを通して子ども同士が他者への思いを深め、5 歳児が 3・4 歳児なりの遊びを認めましたり、3 歳児が 4・5 歳児に憧れの気持ちをもったりするなど、温かく応答的な関わりが多く見られ、子どもたちの遊びがより発展した。 それぞれの学年や発達過程による興味関心に応じた関わりを意識するとともに、教職員間で子どもへの関わりや姿を会議等において共有することで、子どもたちのより豊かな遊びにつなげていくことができた。	無	異年齢での関わりの中で、他者へのいたわりや思いやり、憧れの気持ちや態度、新たな活動への期待、挑戦意欲などの心を育て、自尊感情や自己有用感を高める保育につなげる。	保育幼稚園総務課
69	(7)幼児教育等の充実	⑤年齢別活動等にも取り組み、学年の育ちの保障に努める。	学年活動の時間を設け、各学年の発達過程を踏まえて学年に応じた生活や遊びに取り組んだ。	○ (達成)	学年活動の時間など、同年代の子どもがある程度の集団で一緒に活動する時間を意図的に設けたことで、気持ちを伝え合い、時には協力するなど、相互に影響し合う経験ができた。特に就学前である 5 歳児には、意識して十分に自己を発揮できる場となるような計画を立てた。	無	計画的に学年別活動の時間を設け、同年齢が集団で刺激し合いながら活動に取り組むなどの多様な体験を重ねる中で、他者と協力したり支え合ったりして遊ぶ楽しさを経験することでともに育ちあう保育内容に努める。また、少人数の園においては近隣の園所との交流の時間を持ち、多数の同年齢集団の経験も味わえるように努める。	保育幼稚園総務課

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
70	(7)幼児教育等の充実	⑥認定こども園、幼稚園及び保育所の相互理解の推進と体制の確保、及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。	地域の小学校の教師と就学前施設の教職員とが会議を通して、子どもの実態や課題について共有することができた。	○ (達成)	公開保育や研修を通して就学前施設間で相互理解を図り、それぞれの課題などを共有することができた。また、小学校とも校区連携会議を通して中学校区内の子どもの実態や課題について話し合うことができた。	無	就学前施設の保育内容や課題を共有し、相互理解の推進を図るとともに、引き続き校区連携を通して教職員同士が地域の子どもの実態や課題を話し合い相互理解の推進に努める。	保育幼稚園総務課
71	(7)幼児教育等の充実	⑦保護者が子どもに対する理解を深め、子育て力が高まるような支援を進め、地域の幼児教育センターとしての役割を担う取組の推進に努める。	在園児の保育参観や懇談会等で保育の可視化を図るとともに、地域に向けての子育て相談、園庭開放・3歳児クラブ等、積極的に子育て支援を行うよう努めた。	○ (達成)	保護者とは日々の送迎時や保育参観・個人懇談などを通して、子どもの成長に関心をもてるような接し方を心がけることで子育ての不安解消に努めた。地域に向けては、子育て相談時のみならず、園庭開放などを実施中にも、子育てに関する悩み事等について時間をかけて話すことができ、保護者にとって良い息抜き場となっていた。	【28】	引き続き親と子の育ちの場や地域に開く場、保護者同士の交流の機会を提供することを通じて、保護者において園や地域とともに協力しながら子育てをする意識が高まるよう努める。	保育幼稚園総務課

○重点目標２－２ 家庭力の向上

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和 7 年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
72	(1)家庭教育の推進	①ＰＴＡの円滑な活動を図るため、ＰＴＡと協働して研修会等を実施する。	ＰＴＡ活動の充実・活性化を図るため、高槻市ＰＴＡ協議会を支援した。	○ (達成)	ＰＴＡは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、学校及び家庭における教育に理解を深め、その振興に努めるとともに、教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体であるとされている。これらの活動を牽引するリーダーの養成を支援し、ＰＴＡ活動の充実・活性化を図るため、高槻市ＰＴＡ協議会を支援した。	無	各学校ＰＴＡの活動の充実・活性化を図るため高槻市ＰＴＡ協議会を支援する。	教育総務課
73	(1)家庭教育の推進	②各学校園において、保護者が子育てや家庭教育について学ぶ機会をＰＴＡや保護者と協働して提供する。	保護者等を対象に子育てや家庭教育について学ぶ学習会を実施した。	○ (達成)	各学校において、「ＳＮＳトラブル」、「防災教育」、「性教育」などの身近な課題を反映したテーマを取り上げた学習会を実施した。	【29】	各学校において、保護者が子育てや家庭教育について学ぶ機会をＰＴＡや保護者と協働して提供する家庭教育推進事業を実施する。	教育総務課
74	(1)家庭教育の推進	③保護者同士や地域の人と子育てについて学ぶ「親学習」を推進する。	市民を対象に「親学習」を実施した。	○ (達成)	親学習リーダーがファシリテーターとなり、「反抗期」をテーマに学習会を実施した。	無	保護者同士や地域の人と子育てについて学ぶ機会を提供する。	教育総務課
75	(3)福祉機関等との連携	①福祉的な支援が必要な子どもやその家庭については、関係各課や他機関等との連携の一層の充実を図り、適切な援助・支援を行う。	学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を行った。	○ (達成)	学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣することで、児童虐待や福祉的な支援が必要な家庭を背景に抱える児童生徒のアセスメント・プランニング、また他機関との連携につなげることができた。	無	増加する不登校や虐待等の課題に対し、家庭への多様な支援方法を検討しながら、課題解決を図っていく。	教育指導課・ 保育幼稚園総務課

○重点目標２－３ 地域力の向上

番号	基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和７年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
76	(1)地域等との協働の推進	①全ての中学校区において、地域・家庭・学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動を、学校運営協議会制度と一体的に取り組み、学校を核とした地域づくりを目指す。	全中学校区に、地域学校協働活動推進員を配置し、学校運営協議会が承認した学校運営の基本方針の実現につながる支援活動が行われるよう、推進員が学校と地域をつなぐ活動を行った。 学校教育活動サポーターが、学校を支援する地域学校協働活動を行った。	○ (達成)	全中学校区へのコミュニティ・スクール導入の取組と連動して、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員を各中学校区に１名配置するとともに、地域人材等を学校教育活動サポーターとして登録し、学校における学習支援活動等を推進した。	無	全中学校区において地域学校協働活動推進員の活動に対するサポートを行うとともに、地域学校協働活動推進員や学校教育活動サポーターを中心に、学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動を推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す。	教育総務課
77	(1)地域等との協働の推進	③地域の参画を得て、子ども達の生きる力を育む体験や活動ができる放課後子ども教室を実施する。	放課後等に、子どもたちが多様な体験や世代間交流ができる放課後子ども教室を、地域の参画を得て実施した。	○ (達成)	各小学校区において、学校との連携を図りながら、地域住民等が主体となって子ども達の多様な体験や学びの場を提供することで、子ども達の生きる力が育まれるとともに、地域の教育力向上にも寄与した。	【30】	放課後等に地域の参画を得て、学習支援や多様なプログラム、スポーツ活動等、子ども達の多様な体験ができる放課後子ども教室を実施する。	教育総務課
78	(1)安全・健康対策の充実・推進	④セーフティボランティアへの登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力等、子どもを見守る安全活動への市民参画を推進する。	セーフティボランティアについては、活動物品の作成や活動保険加入、研修会の開催を通じて支援を行った。 「こども見守り中」の旗については、子どもを地域で見守り育てる意識づくりを推進するため、掲示協力を地域・家庭に呼び掛けた。 また、高槻警察署の「スクールサポーター」とともに、全小学校の登下校を巡回し、児童生徒の安全確保を図った。	△ (概ね達成)	セーフティボランティア登録者の高齢化及び高年齢者雇用安定法による雇用の定年引き上げ等を背景として、セーフティボランティア登録者の大部分を占める60歳以上の層については今後も登録者数の減少が想定され、既存の形で子ども見守り活動の協力者の獲得が困難な状況となっている。 そのため、引き続きセーフティボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、１年生保護者を中心に「子ども見守りサポーター」のキーホルダー等の啓発物品の配付を行い、①子どもの見守り活動は保護者や地域が自分事として参加すべき対象であること、②「ながら」見守りをはじめとする、自らができることから見守り活動に参加してほしい旨の啓発活動を行うとともに、高槻警察署ほか関係機関との連携を適切に図った。	【31】 〈1～2〉	持続可能な見守り体制の構築に向け、今後もセーフティボランティア登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力の呼びかけの一層の推進を図るとともに、保護者や地域に対し、子ども見守りサポーターのロゴマークが入ったキーホルダーを保護者等に積極的な配布を行うことで、子ども見守り活動の啓発を継続的に実施していく。	学校安全課
79	(1)安全・健康対策の充実・推進	⑤学校、地域、警察、行政が情報を共有する場である「地域安全センター」の活動を支援する。	物品の配付や会議への参加等を通じて、全小学校区に設置している「地域安全センター」の活動を支援した。	○ (達成)	学校、地域、警察、行政が安全に関して情報共有する場として、地域安全センターの活動を適切に推進することができた。	無	安全に関して情報共有する場のさらなる拡大を目指し、コミュニティ・スクールとの連携等も検討していく。	学校安全課

＜資料２＞ 結果及び評価の根拠となる実績等

【１】 〈１〉	全国学力・学習状況調査の平均正答率（小学校）				
		R4	R5	R6	R7
	国語（市）	66	68	69	67
	国語（全国）	66	67	68	67
	算数（市）	65	64	66	60
	算数（全国）	63	63	63	58

【１】 〈２〉	全国学力・学習状況調査の平均正答率（中学校）				
		R4	R5	R6	R7
	国語（市）	70	72	61	55
	国語（全国）	69	70	58	52
	数学（市）	55	55	57	54
	数学（全国）	51	51	53	48

【２】	校内授業研究支援 参加延べ人数（人）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	1,749	1,371	2,239	2,300
	中学校	1,023	865	1,071	1,141

【３】 〈１〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)				
		R4	R5	R6	R7
	小学校(市)	71.0	75.2	83.7	85.0
	小学校(全国)	72.7	74.8	81.3	82.3
	中学校(市)	78.4	81.9	87.7	87.3
	中学校(全国)	72.1	72.6	82.2	79.5

【３】 〈２〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)				
		R4	R5	R6	R7
	小学校(市)	71.5	76.7	83.8	83.7
	小学校(全国)	73.8	75.7	82.5	80.8
	中学校(市)	71.6	73.4	81.7	78.6
	中学校(全国)	71.7	71.6	80.6	77.3

【４】 〈１〉	「学びup↑講座」の延べ実施回数(回)と延べ参加人数(人)				
		R4	R5	R6	R7
	中学生 延べ実施回数	540	396	486	486
	中学生 延べ参加人数	13,907	10,526	11,024	8,442
	小学生 延べ実施回数	-	306	486	486
	小学生 延べ参加人数	-	4,494	9,646	8,333

【４】 〈２〉	「学びup↑講座」の学年別の延べ参加人数(人)			
	学年	R5	R6	R7
	中学3年生	2,797	3,088	3,249
	中学2年生	2,359	3,788	2,228
	中学1年生	5,370	4,148	2,965
	小学6年生	2,156	3,562	4,113
	小学5年生	2,338	6,084	4,220
	合計	15,020	20,670	16,775

【４】 〈３〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、１日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）」に対し、「１時間以上」と回答をした児童生徒の割合(%)				
		R4	R5	R6	R7
	小学校(市)	49.1	50.5	46.0	49.4
	小学校(全国)	59.4	57.1	54.6	54.0
	中学校(市)	66.1	65.5	64.2	63.8
	中学校(全国)	69.5	65.8	64.3	61.6

【４】 〈４〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「土曜日や日曜日など学校が休みの日に、１日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む）」に対し、「１時間以上」と回答をした児童生徒の割合(%)				
		R4	R5	R6	R7
	小学校(市)	46.5	45.0	40.9	42.3
	小学校(全国)	56.1	52.5	48.6	47.1
	中学校(市)	57.8	57.0	55.5	52.5
	中学校(全国)	70.8	65.3	63.0	57.9

【５】	リーディングチームによる巡回相談数（回）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	29	18	15	22
	中学校	3	4	3	2

【6】	日本語指導支援協力者派遣回数（回）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	511	672	742	757
	中学校	252	344	403	328

【7】 〈1〉	I C T機器を1日平均2回以上利用するクラスの割合(%)				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	78.3	92.2	95.5	96.3
	中学校	91.3	95.6	99.2	100

※令和5年度から、小学校低学年（小1～小3）は1日平均1回以上利用に集計を見直し

【7】 〈2〉	教員のICT活用指導力の状況の肯定意見の割合(%)				
		R4	R5	R6	R7
	理解・習熟度に 応じた指導力	74.1	76.7	80.8	85.2
	効果的に活用 させる指導力	73.9	76.1	79.6	83.8
	自分の考えをまと めさせる指導力	71.5	74.5	78.3	85.0
	互いの考えを共 有し活用させる 指導力	72.5	72.3	74.9	84.4

【7】 〈3〉	W I - F i がない家庭に対するモバイルルータの延べ貸出台数（台）				
		R4	R5	R6	R7
	台数	897	766	234	187

※令和5年9月から貸出制度の変更を実施

【8】	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」(R4まで)、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」(R5以降)に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	49.9	74.2	83.6	80.3
	中学校	36.0	61.2	75.3	72.5

【9】	高槻市人権教育推進協議会が主催する研究会への参加人数（人）			
	R4	R5	R6	R7
	2,144	2,026	2,066	2,027

【10】	生徒指導主事等連絡会などの実施回数（回）				
		R4	R5	R6	R7
	生徒指導主事等連絡会	11	11	11	11
	小学校生徒指導担当者連絡会	5	5	5	5
	小中学校生徒指導担当者連絡会 ※	5	6	6	6
	補導連絡会	10	10	10	10

※令和6年度より「不登校担当者連絡会」に名称変更

【11】	「たかつき安全NOTE」を学校安全の3領域全ての学習において活用した学校数（校）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	41	41	41	41
	中学校	18	18	18	18

【12】	実践的な避難訓練を実施した学校数（校）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	39	40	41	41
	中学校	17	15	18	18

【13】	学校安全推進責任者が主となって校内研修を実施した学校数（校）			
		R5	R6	R7
	小学校	27	22	29
	中学校	14	15	15

【14】 〈1〉	学校給食における地元産米使用量（kg）				
		R4	R5	R6	R7
	小・中学校	251,480	242,150	236,570	244,860

【14】 〈2〉	学校給食における地元産野菜使用量（kg）				
		R4	R5	R6	R7
	小・中学校	9,692	8,756	7,570	5,892

【15】	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（点）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校（男子）	50.61(52.28)	50.78(52.59)	51.45(52.53)	51.15(53.02)
	小学校（女子）	51.73(54.31)	51.90(54.28)	51.70(53.92)	51.50(53.97)
	中学校（男子）	39.23(41.04)	39.44(41.32)	40.12(41.86)	39.11(42.20)
	中学校（女子）	44.40(47.42)	44.27(47.22)	43.75(47.37)	43.69(47.58)

※括弧（ ）内は全国値

【16】	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、「楽しい」と回答をした児童生徒の割合（％）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校（男子）	64.3(73.4)	69.6(74.7)	67.1(75.0)	64.7(73.7)
	小学校（女子）	51.9(59.3)	54.5(59.0)	51.1(59.5)	50.0(56.9)
	中学校（男子）	48.4(57.2)	40.5(53.6)	49.4(57.4)	49.5(56.8)
	中学校（女子）	30.9(41.9)	28.5(38.6)	29.9(39.5)	25.6(38.0)

※括弧（ ）内は全国値

【17】	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の1週間の総運動時間（分）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校（男子）	598.2(559.3)	610.8(544.6)	590.1(550.1)	543.8(524.1)
	小学校（女子）	348.4(344.1)	300.7(321.6)	323.4(331.8)	314.4(315.8)
	中学校（男子）	752.3(704.3)	729.8(665.2)	697.6(665.7)	712.3(758.5)
	中学校（女子）	715.3(682.4)	706.4(657.9)	705.3(647.6)	503.3(520.3)

※括弧（ ）内は全国値

【18】 〈1〉	老朽化したトイレの洋式化工事を行った学校数及び箇所				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	8校18箇所	9校18箇所	11校16箇所	13校16箇所
	中学校	10校16箇所 (女子のみ)	5校9箇所	5校9箇所	5校9箇所

【18】 〈2〉	老朽化したトイレの洋式化の設計を行った学校数及び箇所				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	9校18箇所	11校16箇所	13校16箇所	8校9箇所
	中学校	5校9箇所	5校9箇所	5校9箇所	13校16箇所

【18】 〈3〉	エレベーター設置工事を行った学校数（校）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	2	-	-	2
	中学校	-	1	-	-

【18】 〈4〉	エレベーター設置の設計を行った学校数（校）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	-	2	2	1
	中学校	1	-	-	1

【18】 〈5〉	エアコン設置工事を行った学校数（校）				
			R5	R6	R7
	教室空調	小学校	40	-	-
		中学校	17	-	-
	体育館空調	小学校	3	18	20
		中学校	2	9	7

【18】 〈6〉	校舎（屋根・外壁等）の改修工事を行った学校数及び棟数				
			R5	R6	R7
	小学校	屋根・外壁等	1校1棟	5校5棟	3校3棟
		屋根	1校1棟	3校3棟	-
		外壁	2校2棟	-	-
	中学校	屋根・外壁等	-	-	-

【18】 〈7〉	体育館（屋根・外壁・内部等）の改修工事を行った学校数（校）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	3	2	1	2
	中学校	-	-	-	-

【19】	幹線通学路の一斉点検調査及び「通学路の危険箇所連絡窓口に寄せられた」要望に対する改善・調整件数（件）				
		R4	R5	R6	R7
	改善・調整	489	302	220	198

【20】	中学校区の学校間で学校安全に関する連携を行った学校数（校）			
		R5	R6	R7
	小学校	6	6	10
	中学校	3	3	6

【21】	教育相談件数				
		R4	R5	R6	R7
	面接教育相談	2,553	1,978	1,391	2,002
	電話教育相談	229	298	240	161

【22】	S C 配置のべ時間数（h）				
	S C 緊急派遣のべ時間数（h）				
		R4	R5	R6	R7
	配置時間数	6,299	4,611	6,759	6,759
	緊急派遣時間数	193	462	129	193

【23】 〈1〉	教育センター主催の教職員研修参加人数（人）				
		R4	R5	R6	R7
	基本	3,162	2,601	2,723	2,949
	専門	4,315	4,461	4,285	3,799
	特別	1,449	2,850	2,886	2,747

【23】 〈2〉	教育センター主催のオンライン/オンデマンドの教職員研修の割合（％）				
		R4	R5	R6	R7
	小中学校	12.4	19.6	21.5	17.8

【24】 〈1〉	生活介助支援員・学習活動支援員配置校数（校）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	41	41	41	41
	中学校	17	17	18	18

【24】 〈2〉	医療的ケア活動支援員配置校数（校）				
		R4	R5	R6	R7
	小学校	8	8	8	11
	中学校	1	0	1	1

【25】	教育・保育の課題について取り組む実践研修				
		R4	R5	R6	R7
	実施回数（回）	36	36	34	30
	参加人数（人）	461	461	468	614
	加配教諭の配置数（人）				
		R4	R5	R6	R7
	配置数	39	38	35	35

【26】	幼稚園等が園内で行う研修（公開保育を含む）				
		R4	R5	R6	R7
	実施回数（回）	220	218	228	225

【27】	保育幼稚園総務課が主催した職員研修				
		R4	R5	R6	R7
	実施回数（回）	125	135	167	167
	参加者数（人）	1,001	1,631	1,723	1,777

【28】	子育て支援事業の参加者総数（人）			
	R4	R5	R6	R7
	8,417	9,461	9,618	8,875

【29】	P T A家庭教育学習会の実施校数及び参加者数				
		R4	R5	R6	R7
	実施校数 （校数）	30	30	16	38
	参加者数 （人）	1,480	948	689	2,558

※令和7年度から事業形態を見直し、主催をPTAから学校に変更

【30】	放課後子ども教室の参加児童数及び実施日数				
		R4	R5	R6	R7
	参加児童数 （人）	21,682	25,637	24,105	24,209
	実施日数 （日）	722	854	829	843

【31】 〈1〉	セーフティボランティア登録者数（人）			
	R4	R5	R6	R7
	1,328	1,357	1,243	1,211

【31】 〈2〉	「こども見守り中」の旗掲示協力者数（件）			
	R4	R5	R6	R7
	6,889	6,771	6,614	6,523

＜資料３＞ 用語解説

	用語	解説	項番
1	グランドデザイン	各学校の教育ビジョンをまとめた全体構想図。本市では義務教育９年間の一貫した教育を推進するため、中学校区ごとに「中学校区グランドデザイン」を作成しており、中学校区の「めざす子ども像」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を示している。	1
2	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	学校と保護者や地域住民などがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子ども達の豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み（「学校運営協議会」を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ）。法律（地教行法第47条の5）に基づいて設置される。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。	1
3	全国学力・学習状況調査	小学校６年生および中学校３年生を調査の対象学年とした、学力と生活・意識等に関する全国調査。2007（平成19）年度から文部科学省が実施している。「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること」、「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること」、「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること」を目的としている。	3
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小学校５年生および中学校２年生を対象に実施する全国調査。2008（平成20）年度から文部科学省が実施している。児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的としている。	3
5	学習指導拠点校区	児童生徒の学力向上と教員の指導力向上に向けて、学習指導について教育センターと共同研究を行うモデル校区。中学校区を一つの単位とし、研究成果を各学校へ共有することで、市全体の学習指導の充実・推進を図る。	4
6	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。	7

	用語	解説	項番
7	中学校探究的な学習発表会	中学生が身近な課題や社会問題等について、主体的に探究し、答えのない問いに挑戦した成果を発表する大会（愛称：CHANGE MAKERS TAKATSUKI）。生徒による発表後、大学教員や事業関係者、市職員等の審査員による質疑応答を踏まえ優秀な生徒を表彰する。発表会を通して、考えを深め、表現を工夫し、様々な立場や見方からの質問や意見に触れることにより、視野を広げ、学習意欲や活動内容の質の向上を図る。	7
8	家庭学習支援事業「学びup↑講座」	個々の児童生徒の学力や目標に応じた学習を支援し、学習意欲や自学自習力の向上を図るため、企業と連携し、小学校5・6年生及び中学校全学年を対象として、休日等に学習の場を提供する家庭学習支援事業。	8
9	通級指導教室	大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別の指導を行う場。障がいによる学習上または生活上の困難を改善、克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行う。	9
10	自立活動等指導充実プロジェクト	専門家とリーディングチームが行う高槻市立小中学校への巡回を通して、発達障がい等のある児童生徒に対する自立活動等の指導の充実及び環境の改善を目的としたプロジェクト。	9
11	巡回相談	高槻市立小中学校の依頼を受け、リーディングチームが学校を訪問し、発達障がい等のある児童生徒に対する効果的な指導等の具体的検討を行うとともに、学校に対する助言を行う。	9
11	リーディングチーム	発達障がい等のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を進めるため、効果的な指導等の具体的検討を行うとともに、学校に対する助言を行う、専門的知識を有する小中学校教員で構成した組織。	10
13	読書活動協力員	学校図書館における図書の整備・貸出等の読書活動推進に係る業務を行う職員。	13
14	校区学校司書	学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。学校図書館法第6条（平成26年改正）により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と規定された。主には、学校図書館サービスと技術的な面を担当する。また、授業支援や学習内容に興味を持たせるための資料の紹介なども行っている。	13
15	シティズンシップ教育	社会の一員として自立し、権利と義務の行使により、社会に積極的に関わろうとする態度を身に付けさせるために行う社会形成、社会参加に関する教育。	19

	用語	解説	項番
16	キャリア・パスポート	児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ。 なお、その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校・家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。	19
17	カリキュラム	一定の教育の目的に合わせて教育内容と学習支援を総合的に計画したもの。教育課程に加え、指導内容や方法、学習活動、評価等が含まれる。本市では、校区のめざす子ども像を実現するために、広い意味でとらえたカリキュラムとして、小中学校が連携し、9年間の総合的な計画として編成・実施する「連携型小中一貫教育」をすべての中学校区で行っている。	23
18	カリキュラム・マネジメント	児童生徒及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことや、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。	23
19	学校問題解決チーム	学校におけるいじめの防止等の対策を行うために教育委員会に設置された組織。構成員は、指導主事、学校教育専門員（校長OB）、スクールソーシャルワーカー。専門的な知識及び経験を有する外部の専門員（弁護士、臨床心理士、警察官OB）に対して、必要に応じて助言を依頼する。	28
20	不登校児童生徒支援室「エスペランサ」	市内小中学校に在籍している、学校に行きたくても行きにくい状態にある児童生徒を対象に支援を行う場所。個々の児童生徒の目標を設定し、学校と連携しながら再登校や社会的自立に向けてサポートを行う。	28
21	校内教育支援センター	学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと。	28
22	不登校支援プログラム「あつまれエスペのもり」	不登校児童生徒支援室「エスペランサ」への入室希望の申し出や、学校には登校できない児童生徒への支援の機会につながるよう、不登校児童生徒やその保護者の社会的孤立の解消を目指す場。学校を介さずに直接申し込むことができる。	28

	用語	解説	項番
23	たかつき安全 NOTE	学校安全の3領域「生活安全」「災害安全」「交通安全」を網羅した安全教育副読本。発達段階に応じて、小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学校1～3年生用の3種類を作成。	30
24	校区安全マップ	交通量の多い箇所や人通りが少ない箇所など、「生活安全」「災害安全」「交通安全」に関する危険箇所について、学校・地域から集めた情報を集約し、小中学校区ごとに作成した地図。 児童生徒や保護者、セーフティボランティアなどに配布することで、学校での安全教育や家庭での安全指導、地域住民との危険箇所情報の共有など、様々な場面で活用している。	30
25	セーフティプロモーション	関係機関が連携して、科学的・実証的な安全対策に取り組むという考え方。例えば、学校安全に関する指標を設定し、実証的な学校安全の推進に取り組む学校を認証する制度として大阪教育大学の提唱する「セーフティプロモーションスクール」の取組がある。	30
26	体力づくり推進計画（アクションプラン）	各学校が自校の現状を把握し課題を明確にした上で、継続的な体力づくりを推進するための計画。	36
27	中学校総合体育大会	市内にある全中学校、公立18校と私立4校の計22校が参加し、部活動に励む子どもたちの練習の成果を発揮する場として学校対抗で毎年開催されている部活動の総合大会。	38
28	学校施設整備方針	学校施設の老朽化対策や時代のニーズに適した教育環境の質的向上、地域コミュニティの拠点や避難所としての観点を併せた効果的・効率的な施設整備を図ることを目的とし、老朽化の現状の把握、改修周期、改修順序等の長寿命化に向けた考え方を示したもの。	41
29	通学路安全プログラム	本市における通学路の安全確保に係る基本方針。学校関係者、道路管理者、交通管理者、防犯・防災関係者による高槻市通学路安全推進会議を設置し、関係機関等の連携のもと、「安全管理」「安全教育」「組織活動」の3つの主要な活動について、「交通安全」「生活安全」「災害安全」の3領域から通学路の安全確保の取組を推進する。	42
30	共同学校事務室	複数の学校の事務業務を共同で行う組織。事務を共同処理することにより、学校間の事務の標準化、教材等の共同調達によるコストの削減、OJTの実施による事務職員の育成及び資質の向上等、事務処理の更なる効率化及び質の向上を図る。	52
31	スクールカウンセラー	児童生徒の心理的な不安等に関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家。	54

	用語	解説	項番
32	スクールソーシャルワーカー	社会福祉等の専門的な知識やスキルを活用しながら関係機関と連携し、課題の解決に向けて学校や家庭、児童生徒の支援を行う専門家。	54
33	校務支援システム	教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム。学校における業務全般を実施するために必要となる機能を実装した、学校運営を支える情報基盤である。情報の一元管理及び共有が容易となり、業務の負担を軽減させることができる。本市においても令和2年度より稼働している。	55
34	教員業務支援員	教員が児童生徒への指導や教材研究により一層注力できる環境を整備するため、学習プリント等の準備や電話対応等、教員が担っている業務の支援を行う職員。	55
35	教頭マネジメント支援員	校長（教頭）の指示の下、教頭の学校運営に係るマネジメント業務を専門的に支援する職員。学校運営の要である教頭の事務負担を軽減することで、複雑化する教育課題への組織的対応力を高め、学校が本来の教育活動に注力できる環境の整備を図る。	55
36	トライシステム	通常の年度末人事異動とは別に実施される公募による人事異動のこと。学校または校区として必要とする人材を募集することにより、学校教育のより一層の推進を図るための人材育成を図る。	57
37	学校図書シン100万冊計画	学校図書館の蔵書を計画的に増冊し、児童生徒の読書環境の充実を図る取組。平成23年度に実施した「学校図書100万冊計画」のさらなる充実を目指し、令和5年度から令和8年度にかけて、最新情報が必要な自然科学や産業分野などの図書を中心に20万冊を更新する。	60
38	学校生活介助支援員	小中学校に在籍する障がいのある児童生徒の指導を充実させるため、移動・トイレ・食事などの学校生活の介助や着替え・運動・水泳のサポート、安全安心のための行動のサポート等を行う職員。	61
39	学習活動支援員	小中学校に在籍する障がいのある児童生徒の指導を充実させるため、学習活動等の支援を行う、小学校教諭免許または中学校教諭免許を有する職員。	61
40	医療的ケア活動支援員	小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対して、主治医の指示書のもと、医療的ケア（インスリン注射、喀痰吸引、導尿、酸素療法等）を実施する看護師または准看護師。	61
41	特別支援教育支援員	学校生活介助支援員、学習活動支援員、医療的ケア活動支援員の3職種の総称	61

	用語	解説	項番
42	幼児期のおわりまでに育てほしい姿	乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、就学前施設の教育及び保育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿。国が示す指針等に基づき、就学前の5歳時後半までに育てほしい姿として、「健康な体と心」「自立心」「協同性」等の10の姿で構成されている。	63
43	幼児教育アドバイザー	府が幼児教育アドバイザー育成研修受講により認定し、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。	67
44	学校教育活動サポーター	地域住民や保護者等によるボランティアで、学校教育に係る取組を学校と協働して支援する者。	76
45	放課後子ども教室	地域の参画を得て、児童生徒の放課後等における多様な体験や活動を通して、児童生徒が地域社会の中で、心豊かな人間性を養い、生きる力を育む環境を推進することを目的とした取組。 本市では、各小学校区の地域の方々による運営委員会に教室運営を委託しており、宿題等の学習活動、スポーツ・文化活動、地域の大人や異年齢との交流等、バラエティに富んだプログラムが行われている。	77
46	セーフティボランティア	地域や保護者の方々が、主に小学生の登下校時に、通学路や交差点、校門前等に立ち、子どもたちの安全を見守る取組。	78
47	スクールサポーター	警察OB。警察署職員と協働し、小中学校において非行防止教室や非行・校内暴力事案、いじめ等についての相談や指導助言等を行う。	78
48	地域安全センサー	子どもたちの安全・安心を見守る活動の一環として、全小学校区で開設された拠点。セーフティボランティアやPTA、子どもの安全に関する団体、学校、警察、教育委員会が、それぞれの活動や防犯に関する情報を共有しながら、連携して地域の安全活動を推進する。	79